

議事日程 (第2号)

平成22年 6月14日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第2 質疑・討論・採決)

日程第 3 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第 4 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第 5 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第3～日程第5 質疑・討論・採決)

日程第 6 第33号議案 中間市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例
(日程第6 質疑・討論・採決)

日程第 7 第30号議案 中間市職員の育児休業等に関する条例及び中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第31号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例

日程第 9 第32号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(日程第7～日程第9 質疑・委員会付託)

日程第10 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

1 番 中家多恵子君	2 番 藤本 利彦君
3 番 安田 明美君	4 番 植本 種實君
5 番 宮下 寛君	6 番 青木 孝子君
7 番 原田 隆博君	8 番 井上 太一君
9 番 掛田るみ子君	10 番 草場 満彦君
11 番 中尾 淳子君	12 番 古野 嘉久君
13 番 上村 武郎君	14 番 井上 久雄君

15番 山本 慎悟君

16番 堀田 英雄君

17番 片岡 誠二君

欠席議員（2名）

18番 下川 俊秀君

19番 米満 一彦君

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	吉田 孝君	総務部長	………	成光 嘉明君
市民部長	………	白尾 啓介君	保健福祉部長	………	藤井 紀生君
福祉事務所長	………	溝口 悟君	建設産業部長	………	三島 秀信君
教育部長	………	小島 一行君	上下水道局長	………	永野 博之君
市立病院事務長	…	行徳 幸弘君	消防長	………	一田 健二君
総務課長	………	柴田精一郎君			
総合まちづくり課長	………				松尾 壮吾君
財政課長	………	高橋 洋君	課税課長	………	山下 守君
環境保全課長	………	今井 秀明君	介護保険課長	………	山本 信弘君
健康増進課長	………	木森 光彦君	都市整備課長	………	中嶋伊佐雄君
産業振興課長	………	吉國 良一君	教育総務課長	………	一田 和彦君
学校教育課長	………	深見 卓矢君			

事務局出席職員職氏名

局長 植木 建一君

次長 小田 清人君

書記 岡 和訓君

書記 江上真由美君

— 一般質問 (平成22年第2回中間市議会定例会)

平成22年6月14日

NO. 1

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
宮下 寛	住宅リフォームの助成制度について 地域の活性化に大きく寄与する制度として、全国的にこの制度が広がっています。県内でも筑後市で、昨年の8月より実施されています。市民が市内の業者に依頼した住宅改修工事に対して、市が一定の額を助成する制度ですが、500万円の予算が10月に入ると受付終了となるほどで、直接工事費だけで6,500万円を超える金額になったといわれています。地域への経済的な波及効果が証明されています。業者は勿論のこと、雇用の促進等を考えると地域の活性化に大きく寄与していることは明らかです。このような住宅リフォームの助成制度を提案するものですが、市長の見解を伺います。	市長
	学校給食の民間委託について 現在、底井野小学校における学校給食は、調理部門だけを民間業者に委託しています。子どもたちが安心して食事をし、そして健康な体と精神を育んでいくために給食を作る現場では、毎日大変なご苦労をされていると思います。これまでは栄養士さん、調理員さんは同じ公務員として意見を出し合うなど緊密な打ち合わせが出来たのですが、今はそれが簡単ではありません。直接には指示が出来ないようになっています。どのような方法を取っているか、教育長に伺います。	教育長
青木 孝子	コミュニティバスの運行について 高齢化がすすむ中で、高齢者の二人暮らしや独居老人が増えています。高齢者が安心して病院や買い物に行けるように「市民の移動の足」として、コミュニティバスを運行し、外出しやすい環境をつくるべきではありませんか。市長の所見を伺います。	市長
	介護保険制度について 経済的理由で介護を受けられない人をなくすために、所得の少ない高齢者に対して、自治体独自の保険料や利用料の減額・免除の制度をつくってはいかがですか。市長の所見を伺います。	
	就学援助制度について 親の経済状況の悪化によって、児童生徒の眼鏡を購入できない家庭が増えています。眼鏡の料金を就学援助の対象に上乘せしてはいかがですか。教育長の所見を伺います。	教育長
片岡 誠二	コンプライアンスについて コンプライアンスについては、何年も前から論じられておりますが、自治体においては、現在ほど大きく取り上げられることはありませんでした。不祥事が発生する要因には、個人のモラルの低下や欠如、職場環境の弛緩、チェック機能の不全等が考えられますが、今では法令を知っていて、それを破ったという悪質なものでなく、ルールを知らずに違反したということでも、厳しく処罰されるようになってきました。 そこで、これまで本市では過去の不祥事や他団体の事案等を踏まえ、コンプライアンスについて、どのような施策を講じてきたのか、また、その取り組みによって如何なる効果があったのかお伺い致します。 今回は、市民の期待や要望に応える自治体としての責務を遵守するという観点から質問を致します。	市長

— 一般質問 (平成22年第2回中間市議会定例会)

平成22年6月14日

NO. 2

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
古野嘉久	協働のまちづくりの推進について 本市では、市民と行政が一体となって協働のまちづくりを推進するために、市の基本的な計画などを策定する過程において、その案を広く市民に公表し、これに対する市民の意見を考慮し、計画などの決定を行うパブリックコメント制度を導入されておりますが、どのように実施され、どのような成果があるのか伺います。	市長
草場満彦	廃園後の児童遊園の有効活用について 3月定例会の答弁では、「廃園後の用地は関係法令に照らし売却は困難であり、現在は緑地と広場として、市有地のまま維持管理している」とのことでした。緑地の定義が不透明です。たとえば、家庭菜園等の活用は可能なのか伺います。 地域ブランドなかま銘菓創作事業について なかま銘菓の創作を昨年度から予算計上し取り組んでいます。大半の市民の方はご存知ないと思います。取り組みの目的と経緯、そして現状と今後の予定をお伺いします。	市長
中家多恵子	福岡県市町村福祉協会の外国債購入問題について 加入団体の負担金と職員の掛け金で、職員の福利厚生事業や退職職員の医療費補助をしている「福祉協会」が資産の運用と称して、取得額6億1,000万円外国債を購入している。その中には、償還期間30年という長期のユーロ円債4億6,300万円が含まれている。この債券を自治体で購入していたところでは、議会の調査特別委員会が設置されるなどしている。また、国会でも取り上げられ、新聞でも「評価損発生売却も困難」と報道されている。 福祉協会は、2000年にアルゼンチン債を約9,000万円分購入し、大きな損失を出しているにもかかわらず、失敗の反省もなく外国債の購入を続けているが、市民の血税と職員の掛け金をハイリスクの投資などで運用してよいのか、構成団体としての中間市の責任と福祉協会からの脱会すべきではないか伺います。	市長
掛田るみ子	市民の生命を守る予防と健康診査の充実について 近年の医療は治療から予防の方向へシフトしてきています。元気な風がふくまちなかまの市民の健康を支援するため、本市の施策の更なる充実に向けて以下の3点について伺います。 ①母乳を介して母子感染する成人T白血病の原因ウイルスHTLV-1について妊婦への周知と検査の実施状況及び公費助成について ②子宮頸がん予防のため、無料クーポンが配布されたが、その検証とさらに予防効果の高い子宮頸がんワクチンの実施と公費助成について ③糖尿病や脳梗塞などの原因にもなりうる歯周病予防のための検診の実施について 空き家の管理について 名義変更もされず放置された空き家は、管理者も明確ではなく荒れ放題で、環境上も防犯上も問題が多い、本市として、どのように対処しているのか、地域の力を借りて早めに掌握し、管理者を明確にした上で、課税課と連携し管理してはいかがでしょうか、見解をお伺いします。	市長

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成 2 2 年 6 月 1 4 日

第 2 回 中 間 市 議 会 定 例 会

議 案 番 号	件 名	付 託 委 員 会
第 3 0 号 議 案	中間市職員の育児休業等に関する条例及び中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	総 務
第 3 1 号 議 案	中間市市税条例の一部を改正する条例	市 民 文 教
第 3 2 号 議 案	中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例	保 健 福 祉

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は、17名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、宮下寛君。なお、質問に際し、宮下議員より資料を配付させていただきたいとの申し出があり、これを許可し、事前に事務局に配付させておりますので、ご了承をお願いいたします。

○議員（5番 宮下 寛君）

おはようございます。日本共産党、宮下寛であります。

質問通告に基づき、第1回目の質問を行います。

まずは、住宅リフォームの助成制度についてであります。地域の活性化に大きく寄与する制度として、全国的にこの制度が広がっています。県内でも筑後市で、昨年8月より実施されています。市民が市内の業者に依頼した住宅改修工事に対して、市が一定の額を助成する制度ですが、500万円の予算が、10月に入ると受付終了となるほどで、直接工事費だけで6,500万円を超える金額になったと言われています。

地域への経済的な波及効果が証明をされています。業者はもちろんのこと、雇用の促進等を考えると、地域の活性化に大きく寄与していることは明らかであります。このような住宅リフォームの助成制度を提案するものですが、市長の見解を伺います。

2点目が、学校給食の民間委託についてであります。現在、底井野小学校における学校給食は、調理部門だけを民間業者に委託しております。子どもたちが安心して食事をし、そして健康な体と精神をはぐくんでいくために、給食をつくる現場では、毎日大変なご苦労がされていると思います。

これまでは、栄養士さん、調理員さん方、同じ公務員として意見を出し合うなど、緻密な打ち合わせができていたのですが、今はそれが簡単ではありません。直接には指示ができないようになっていきます。どのような方法を取っているのか、教育長にお伺いいたします。1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

住宅リフォームの助成制度についてお答えをいたします。

目的を限定しない住宅リフォーム助成制度につきましては、全国的に議論されている状況でございます。平成22年5月現在、全国では30都道府県156自治体が実施しており、県下では筑後市、筑紫野市、大木町の2市1町が実施しております。近隣では、芦屋町や水巻町でも議論された経緯もございます。

この制度は、この事業に従事する労働者の雇用対策であると考えられ、経済効果は極めて限定的と考えております。本市におきましては、行財政改革を進めている中であり、このような制度を導入することについては、慎重にならざるを得ません。

なお、国の事業であります住宅エコポイント制度や、介護保険制度による住宅改修費及び住みよか事業による高齢者や身体障害者に対する補助制度などもございますので、この制度の導入につきましては、今後、近隣市町の動向を見ながら検討をしてみたいと考えております。

また、地域経済活性化対策事業といたしましては、中間市地域振興券「元気な風 商品券」を7月から発売をいたします。これは、市内の事業所で使える10%のプレミアがついた商品券であり、住宅リフォームにも活用することができるものであります。個人消費の拡大と地域経済の活性化に、一定の経済効果があると考えております。

さらに、建設関係における労働者の雇用に関しましては、平成22年度の建設事業で、学校校舎、屋内運動場の耐震工事を初め、中学校武道場建設工事など、多種の工事が実施されます。これらの事業により、各種建設労働者の雇用は確保できるものと考えております。

学校給食の民間委託につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

学校給食の民間委託についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、平成21年4月から、学校給食の調理業務及びこれに付随する食器の洗浄や清掃などの業務を、底井野小学校をモデル校として民間に委託しております。

この給食調理業務につきましては、業務委託契約に基づき実施しておりますので「栄養士」すなわち「学校栄養職員」が直接、民間の調理員に指揮・命令を行うことはできません。そこで、議員ご質問の「指示の方法」についてでございますが、「中間市学校給食調理等業務委託仕様書」により、委託業者の業務責任者に対して、指示・確認を行うこととなります。

具体的に申しますと、学校栄養職員は、献立に基づく調理業務指示書、作業工程表及び作業動線図等で、現場責任者に対して、調理の指示書をもって指示を行います。献立につ

いては、学校長、給食主任、学校栄養職員、給食調理員で構成する中間市献立委員会で決定した献立内容で、一月ごとの給食献立を作成し、学校栄養職員は、献立に基づく調理業務指示書及び調理作業工程表により調理の指示を行います。

食材については、他の直営校と同じく、調理員は学校側が購入した物を、数量及び品質を確認の上、引き取ります。さらに調理工程の中間及びでき上がり段階時においても、温度や味などの確認を行っていますが、最終的に学校栄養職員がチェックをいたしております。また、アレルギー除去食等についても、学校栄養職員が指示書により業務責任者に指示をしております。

以上、述べましたように、学校栄養職員が、業務責任者と業務指示書に基づき、事前に打ち合わせを行っております。なお、緊急に調理メニュー等の変更が生じた場合は、調理業務変更指示書及び調理作業変更工程表により、直ちに学校栄養職員は、業務責任者に対して対応を指示いたします。

現在、底井野小学校では、学校栄養職員は、衛生管理全般についても、事前に「中間市学校給食衛生管理マニュアル」に沿って、給食全体の衛生管理の指示を行っており、さらに、その献立ごとの調理作業工程表に沿った衛生管理ポイントの指示も行います。その他細部にわたっては、委託業者と契約で交わした「中間市学校給食調理等業務委託仕様書」に沿って業務を行うよう、十分な協議をいたしております。

民間委託による調理等業務に当たっては、直営校と何ら変わることはない業務でございまして、今後もこれまでどおり安全・安心に細心の注意を払いながら、おいしい学校給食の提供に取り組んでまいり所存でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

まず、住宅リフォーム制度についてであります。この住宅リフォーム制度というのは、他の自治体の状況を見ますと、どのようなリフォームでも助成が受けられるものとなっているように見受けられます。今の市長の答弁でも、そうしたところからの答弁があったと思います。

それで、市民が市内の業者に依頼することでこれが対象になる、この助成制度がですね。ですから、直接に市内の業者にさまざまな、この経済効果があるわけですね。

例えば、先ほども言いましたように、筑後市ですか、最初にこの通告に基づいての1回目の質問の中でありましたように、いわゆる500万円の予算で、単純にその工事費だけで6,500万円の効果があっているということなんですね。これが、市内の業者にそれだけの効果があつて。

しかも、これがその工事費だけではなくて、例えば、住宅の内装、外装はもちろん、バリアフリー化、太陽光発電の設置、耐震、耐熱、防犯、防音工事、駐車場の工事も対象と

なっているわけですが、こうした工事の中で、市民の皆さん方が、その市内の業者に依頼するときに、ついでに家具や、それから家電、カーテンなど、こういう物も買いそろえるという事態も起きて、非常にこう多岐にわたった効果も出て来てるというふうにも言われています。

ですから、その、市が、例えば、この筑後市に見られるように、500万円の予算をつけてしたとしても、これだけ大きな効果があって、それがその6,500万円、まあそれが満額をその中間市があるかどうかで、また別問題ですけど、あったとして、このお金が業者の手にわたって、そして業者が中間市で生活をするわけですから、中間市でいわゆる生活品、そういうものを、そろえて、そこへお金を落としていくわけですね。で、そのお金がさらにいろんな業者の中に広がっていくわけですよ。経済波及効果というのは、まさにそのことだと思うんです。

中間市が、そのわずかっていうか、その500万の予算を組んだとしても、これに対する波及効果は相当なものがある。しかも、それが後で市税となって跳ね返ってもくるわけですよ。ですから、その、中間市がこれによって何らかの被害をこうむるということがあるのかなと。恐らく、まあそうは考えておられないと思うんですが、これだけの波及効果があるようなものについて、今ひとつ、市長が、この、極めて限定的だと、この効果が。いうふうに言われるところが、今ひとつ納得がいかないんですが、その点もう少し説明をされたらいかがかと思いますが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどお答えをしましたように、当市におきましては、当市独自のそういうふうな経済対策やっているわけでございます。この、言われました制度につきましても、それに似たような改修費補助、国の制度等々あるわけございまして、そういうのを利用してやっていただければと、そのように思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

ちょっとよくわかりませんが、少なくとも、この予算をつけることによって、まあ市民の皆さん方が、今こう非常に市場が落ち込んでますよね。なかなか、独自にっていうか、その、もう満額改造費に向けていく、そういうものはなかなか取れないと思うんですが、市がこういう形でその助成をするよということによって、しかもその、これは市内の業者というふうに限定をしてるわけで、市の予算がほかのところに出ていく可能性はないんですよ。市内で消化をされていく。で、そのことが大きな波及効果をもたらすという点、これも、今先ほども出てました筑後市の状況見ても、また、ほかの県、市町村、このあたり

でやってるのを見ても、そういうところは明らかじゃないかなというふうに思うんですが、ここに、その今、もう少し検討をというところが、何ていうか、すっきりこないっていうか。

今先ほど市長は、ほかにもいろいろやってるよということだけでも、その、ほかにもやってること、市内の業者だけに、その、そういう予算が、経済的な問題、効果があるというふうにはならないだろうと思うんです。いろんなその市外からの業者も入ってくるだろうし。そういう点では、市内の業者に対して、直接いろんな効果があると思われるんですか、その点はどう思いますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどお話ししましたように、うちはプレミアム付の商品券を発売いたします。これは、市内に7,000万円の金が落ちるシステム、今つくってるわけでございまして、これは、まさに市内しか使わないわけでございまして、市内の経済効果というのは大きなものがございしますよ。商工会議所の方、ほんとに喜んでおられますし、商店街の方だってそうですよ、喜んでいただけてます。それに予算ちゃんとつけておりますし、それと、先ほど言いましたように、今年度いろいろな工事、耐震化含めて、武道場、いろんな建築工事等々実施いたしております。そういうことにおいて、市内業者は大変、働く方も含めて潤っていくんじゃないか、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

まあ、今、今年については、いろいろ耐震化とか、そういうものが予定をされとるということですけど、これも結局は、国からの交付金がかかなりあって、そういう、工事が、まあやられていくわけですから、まあ、市がほんとにこれを、まあもちろん、今、市内のプレミアムですか、こういう10%付のプレミアムやられてると、で、大きな経済効果があるよというふうに、これは私もまったくうなずけるもので、これをさらに強めていくものであると思うんで、これはさらに検討してほしいなというふうに思います。

続いて、学校給食の問題です。2005年、平成17年に食育基本法が施行され、2008年には学校給食法が改正をされています。この中で、「食育」ということが非常に、こう、従来にも増して重要視をされています。この「食育」という問題について、教育長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

食育というのはどういうものかということでございますが、食育基本法、学校給食法の目的ということに沿って、今、私自身は、「国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承や健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や、食に関するさまざまな知識と、食を選択する判断力を身につける学習」でございます。

現在、国、県等も、今までの栄養士から「栄養教諭」という形で、学校において、子どもたちにも食育について勉強するように、少しずつなって来ております。そういうことで、現在子どもたちに生涯を通じた、いかに食育が大事かということは、私も感じております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

学校給食を通して児童生徒が食についての理解を深めて、自然や環境を大切にする、また、勤労を重んじる、伝統的な食文化についても深めていくなどなど、まあ人間としての最も基本的なことを学んでいくという上で、食育というものが非常に重要なものであるということが、まあ今理解をしたところなんですけど、このような安全・安心な給食を準備をされている、また、子どもたちに食育を実施をするという点では、まあ学校の先生だけではなくて、栄養士さん、また調理員さんを含めて、子どもたちとそういう接触をしていく場もあるだろうというふうに思うんですね。そういう意味で、非常に大変なご苦労をされているというふうに思います。

そこでちょっと伺うんですが、先ほどもアレルギー対策について若干述べられましたけども、これは、今どのようなになっているのかちょっとお聞きしたいんです。

○議長（井上 太一君）

小島教育部長。

○教育部長（小島 一行君）

お答えいたします。

具体的には、中間市のアレルギー食につきましては２７品目ございまして、これは調理業務指示書で除去、代替食にするように、一応業務責任者に指示して除去しております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

これは、平成１９年１１月、これでは、アレルギーを実施している児童数が４０名、そして品目としては１７品目、それからもう随分と、今２７品目というふうに言われましたから、随分とそのアレルギー対策が進んでるということですね。

これはやっぱり、栄養士さん、調理員さん、学校の先生方、ほんとに、この緻密な連絡の中で、またそういう、こう、除去数を増やしていくという点では、大変なご苦労があっ

たんだろうなあ。というのが、他の自治体を見ますと、もうほんとにわずか、4品目とか5品目ぐらいで終わってるところもやっぱりあるわけですね。その中で中間がこれだけのことをやってるというのは、ほんとに大変なことやってるなというふうに評価をしてるところなんですが、この、今、何ていいますか、委託先の業者と結んでいる「中間市学校給食調理業務委託仕様書」というのがあります。で、この仕様書の中で、まあ先ほども何度か言葉が出て来てますけども、委託業務の内容として、(2)調理作業管理、①業務の指示、という項目があって、次のようになっています。

「調理業務は、対象校の指示によって行い、指示区分は次のとおりとする」となっておりまして、「調理業務指示書」「調理作業工程表」「作業動線図」またそれぞれの変更指示などが、日単位で行われているわけですね。で、ほかに月単位、年単位、まあそういうものが教育長のほうからお答えがあったわけですけど、この中で、「調理業務指示書」という、いわゆる調理員さんたちに指示する内容のもの、指示書があります。

これを見ますと、非常に細かく指示が出されています。「ショウガ1人当たり0.8グラム、200食分で160グラム、これをみじん切りにする」とか、「塩1人0.25グラムで200食分50グラム」「豆腐40グラムで20丁、1.5センチのさいの目に切っていく」「ニンジン10グラムで2キロ、3ミリいちょうの形でこれを切っていく」というところまで、事細かに、こういう指示書が出されてるわけですね。

で、まあどうしてこういうことを読み上げるかといいますと、2009年に厚生労働省が出した、今皆さん方の、まあ市長、副市長、それから教育長、教育部長、また議員さんたちにお届けをしとるんですが、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(37号告示)に関する疑義応答集というのがあります。

で、最初にこの告示37号というのは、1986年4月に出されて、そして次に、疑義応答集というのが2009年3月31日に出されています。最初に出した、1986年に出した告示37号から、実に13年ぶりにこの疑義応答集が出てる。つまり、その間、さまざまなトラブルが発生をしている。つまり、偽装請負がどんどん、この、出てきてる。そういう中で、新たにこの疑義応答集というのが出されてるわけです。

そこで、今皆さん方にちょっと見てほしいのが、疑義応答集の中の4ページをちょっと開いていただきたい。その4ページの中で、一番上段、7、作業工程の指示というのがあります。ここにQ&Aということで、まあ問いと答えという形で出ています。ちょっと読み上げてみます。

「発注者が請負業務の作業工程に関して、仕事の順序の指示を行ったり、請負労働者の配置の決定を行ったりしてもいいですか。また、発注者が直接請負労働者に指示を行わないのですが、発注者が作成した作業指示書を請負事業主に渡して、そのとおりに作業を行わせてもいいですか」と。

これに対する答えです。「適切な請負と判断されるためには、業務の遂行に関する指示、

その他の管理を請負事業主が自ら行っていること、請け負った業務を自己の業務として、相手方から独立して処理することなどが必要です。したがって、発注者が請負業務の作業工程に関して、仕事の順序・方法等の指示を行ったり、請負労働者の配置、請負労働者一人一人への仕事の割りつけ等を決定したりすることは、請負事業主が自ら業務の遂行に関する指示、その他の管理を行っていないので、偽装請負と判断されることになります」その後なんです。「また、こうした指示は口頭に限らず、発注者が作業の内容、順序、方法等に関して、文書等で詳細に示し、そのとおりに請負事業主が作業を行っている場合も、発注者による指示、その他の管理を行わされていると判断され、偽装請負と判断されることになります」こういうふうに厚生労働省は言ってるわけです。

まあ、これを見ますと、今、教育長が来る、今学校で行われてることの作業内容を報告もされました。これがまず、これは当てはまるということは、もう言を待たないというふうに思います。

そして、今言いましたように、安全・安心な給食を子どもたちに提供しようと思えば、するほど、栄養士さん、調理員さん、学校の先生方は、綿密な打ち合わせが必要だし、また、それがないとできないのではないかと。例えば、アレルギー対策を、大きくどんどん進めている問題にしてもそうです。

そこで、今年の3月17日、衆議院、文部科学委員会において、学校給食の民間委託問題での議論がされています。これを、ここで取り上げられた学校の実態を見ますと、まったく中間と同じような状況です。まあ、一連のやり取りの中で、文部科学大臣は次のように言ってます。「学校給食の本来の目的、果たすべき役割を損ねてまで合理化するというのは、本末転倒であることは言うまでもないこと」さらに、「労働法制もしっかり守りながら、趣旨もしっかり生かすようにということが、学校管理者に求められている」というんです。また、「食育の基本理念に基づいて給食をやっていただくことと、経済的、効率的に行うということは、両立でき得るものであるということの中で、しかし、後者」つまり、経済的、効率的に行うということですね。「これが優先してはいけない。こういう位置づけだと思います。」と、こういうふうに大臣は言ってるんですね。

まあ、市長はその、学校設立者ということで、市長にもこの大きな責任があるところなんですけど、市長と教育長にお聞きしますけど、今紹介した文部科学大臣の立場に立って、学校給食の民間委託というものについて再検討するべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

現在、底井野小で行われておるわけですが、まだまだ1年目で、評価委員会につきましても、現在適切に行われているという、評価委員会では出ております。したがいま

して、まだ今1校でございますけども、しばらく底井野小を見ながら、また順次考えていきたいと思っております。

○議員（5番 宮下 寛君）

市長はいかがですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まあ、子どもさんの安心・安全のために経済的なことばかりじゃという、そのお話でございます。これはもう、そういうのは十分、私どもも承知してるわけでございますけども、しかし、中間市預かる者といたしまして、経済的なことを考えんで、これはいいからってということで、すべてっていうわけにはまいりません。当然、この中間市運営っていうことを十分考えた中で、私ども対応しているわけでございまして、まあ、底井野小学校、民間委託いたしまして1年になるわけでございます。先般もちよっと私、給食試食まいりました。そういう中で、大変おいしい給食いただいておりますし、これ、大きな事故あったという報告もございません。

先ほど言いましたように、アレルギー食、十分対応させていただいておりますし、まあ、先ほど教育長言いましたように、これ、しっかりと検証した中で将来考えていきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

経済的、効率的に考えたらいかんということではないんですね。それはもう、どういう仕事であろうと、やっぱりそういう方向で考えていくということのも当たり前のことですね。いわゆる行政改革、無駄を省くということは当然なことです。しかし、それが、その学校給食においては、それが先に来たらいいませんよ、それが大臣の考え方ですよ。だから、経済的、効率的にやるにしても、この学校給食における食育という問題について十分勘案しながらやっていかなくてはいけないんじゃないかということなんです。ましてや、ここで言われてるのが、その労働法制もしっかりと守りながらということですよ。

で、労働法制、先ほどもご紹介しましたけども、この疑義応答集、まあこれもう1度、皆さん読んで、まあ研究もしていただきたいと思うんですが、今教育長が、評価委員会の皆さん方にすれば、何ら問題起きてないよと、こういうことなんですが、評価委員の皆さん方が、この疑義応答集をしっかり学んだ中でこういうことが言われてるのかということも、私はちょっと疑義を感じますので、こういうこともしっかりこの評価委員会の中で、こういうんで、資料も示しながら、我がこの中間市ではどうなのかということについては、しっかり検討していただきたいというふうに思います。

で、先ほども、とにかく子どもたちに安全・安心、しかもしっかりした食育をやるという点では、学校の先生だけではだめだということもはっきりしているわけですね。つまり、給食をつくっている方、それからもちろん栄養士さんもそうですけど、その人たちが、この食はどういう、その食材も含めて、どういうことでつくられて、どこでつくられて、そして、そのつくるためにどんなに皆さん方が苦勞されているか、これも調理の仕方もそうですね。だから、そういうこともしっかり子どもたちに教えていくということは、これは調理員さんからのいろいろな話も聞く、そういう場も大切でしょう。恐らくそういうこともやられているんじゃないかなというふうに思うんですが、しかし、そのこと自身が、この偽装請負に当たるんですよという、この疑義応答集は言ってるわけですよ。

だから、国会で問題になった、これは埼玉県鳩ヶ谷市というところなんです。ここは、中間市と同じようなことやって、労働局から「それは偽装請負になりますよ」と、指摘をされたわけです。そうしたら、どうしました。みんな丸投げです。食材の購入から衛生管理基準から、全然市はタッチしないんですよ。チェックもしないんです。これでほんとに子どもたちに、安全・安心を保障する、行政が責任持てると思いますか。そうならないように、やはり中間市もしっかりその点は検討を深めて考えていってほしい。そのことを教育長、よろしいでしょうか。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

まあ、今議員がおっしゃいましたことでございますが、子どもたちには安全・安心の食は、だれがしてもやらなきゃいけないと、私はそう思っております。ただ、食育につきましては、先ほど言いましたように、学校、今までの栄養士ではなく、順次、栄養教諭という4年間の、その、生徒に栄養士だけじゃなくて、授業をできるような教育を受けてきた職員を、今から県下増やしていっております。本年も中間市に1名、その試験に通って栄養教諭になっております。したがって、我々は、子どもたちに安全・安心の食がまず第一であって、そして、その中で、今言われました、議員が言われました、いろんな食育についての、子どもたちの知識を上げていくことが大事なことで思っております。

まあ、民間委託につきましては、今福岡県でも、県の特別支援学校も全部民間委託に、今年からなっておるわけですね。その辺を、まあいろいろ検討しながら、今後もやっていかなきゃいけないなと思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

あちらも、こちらもやってるから、中間市がやってることも間違いないよと、こういうふうに言われてるのかなというふうに思うんですが、今、私が読み上げた疑義応答集を見

ても、これが、どこでやろうとも、何校やろうとも、間違いは間違いなんですよ。だから、中間市がそういう間違いの中に入ることをないように、さっきも文部科学大臣も言ってますように、しっかりと労働法制を守りながら、そして子どもたちに安全・安心の食事を提供していく、こういうことをやっぱりしていかないといけないというふうに思うんです。そのことをぜひ頭に入れながら、今後の検討を深めていってもらいたいと思います。

以上です。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして一般質問をいたします。初めに、コミュニティバスの運行について質問をいたします。

太賀団地や通谷団地、また七重団地など、高台地域に住んでいる人や、バスなどの交通網が少ない砂山や底井野など川西地域に住んでいる人、足や腰に障害を抱えている人が外出するのはほんとに大変です。

中間市では、平成16年に太賀団地や通谷・朝霧団地などの住民を対象に、コミュニティバスの運行について、住民アンケートで利用度の調査などを行い、コミュニティバスの運行実施に向けて検討が進められ、運行コースやバス停まで設定し、平成17年5月から試行運転ができる体制が整っておりました。ところが、競合する業者の生活権を脅かすことになるという理由で同意が得られず、現在に至っています。

住民から、「買い物に行くにも、この坂道はほんとにこたえる」「病院通いもタクシーを使うことが多く出費が大変。ぜひともコミュニティバスを走らせてほしい」など、切実な声が寄せられております。コミュニティバスの運行について、市長の所見をお伺いいたします。

二つ目に、介護保険制度の保険料と利用料の減免措置について質問をいたします。

家族が支える介護から、社会全体で支える介護にすることを掲げて始まった介護保険は、今年4月で10年がたちました。この10年間で、介護保険の利用総額は約2倍になり、街の中でもデイサービスの送迎の車などが目立つようになりました。

しかし、介護の現場は深刻です。全国では、特養ホームの入居待ちをしている待機者数は42万人で、特養ホームの現在の定員43万人に匹敵します。ちなみに、市内にある特別養護老人ホーム「智美園」の待機者は70数名で、入所を申し込んでも、何年も待たなければなりません。

特に、利用者の負担が少ない施設ほど入所できない状況です。在宅で介護をする場合でも、家族への負担が重過ぎます。「高い保険料だけ取り立てて、必要な介護は受けられない」と、利用者や家族から怒りの声が上がっています。

国民年金の平均受給額は4万7,000円ですが、介護保険料を天引きされ、さらに1割の利用料を捻出するのがきつく、介護認定されても必要な介護が受けられない人たちがたくさんおります。私の周りにも、「デイサービスを1回減らした」また、「ヘルパーさんを週3回来ていたが、2回から1回にした」こういう声がたくさんあります。

今年1月17日に、NHK教育テレビで放送された「福祉ネットワーク」は、月8万円の年金生活をしている老夫婦取材し、夫を週2回デイサービスで入浴をさせるために、妻が夕食を食べずに暮らしていることなど、深刻な生活破壊が起きている介護の実態を明らかにしていました。

また、保険料を滞納すると、サービスが受けられない制裁制度があるために、退院を控えた人が自宅で介護を受けるために、それまで滞納してきた介護保険料を、あちこちに借金して支払い、その心労もあってか、そのまま亡くなってしまうという痛ましいことも起きております。経済的理由で介護を受けられない人をなくすために、自治体独自の介護保険料や利用料の減免措置を講ずるべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

三つ目に、就学援助制度について質問いたします。

小泉「構造改革」によって貧困と格差が広がる中、経済危機による雇用破壊が続き、子育て真っ最中の家庭では、教育費などの負担が重くなっており、就学援助制度の拡充が求められています。

就学援助制度は、義務教育は無償としている憲法26条に基づいて、小中学生のいる家庭に、新入学の準備金や学用品費、学校給食費、医療費などを保障する制度で、子どもたちの学ぶ権利を支える命綱です。

2人の男の子を育てているお母さんから、「中学生になると、急に身長も伸び、体格もよくなるので、制服や上靴なども買いかえなければなりません。また、部活などにもお金がかかり、家計のやり繰りがほんとに大変です」という声が寄せられました。子どもの眼鏡を購入できない家庭もあります。教室で黒板に書かれた字などが見えないと、学習にも支障を来します。どの子も平等に学習できる条件を整えてやるべきです。就学援助に眼鏡の購入を上乗せしてはいかがですか。教育長の所見をお伺いいたします。

以上をもちまして、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

コミュニティバスの運行についてお答えをいたします。

モータリゼーションの進展や少子高齢化の進行により、全国的に公共交通の利用者は減少し、バス事業者の路線撤退が相次いでおります。

本市におきましても、西鉄バス北九州株式会社から、平成20年3月26日付で、平成21年4月1日をもって、中間線を廃止する申し出がありましたが、中間市バス対策協議

会で協議した結果、平成21年4月1日から、赤字補てんを行いつつ、路線を存続することに決定したことは、本年3月議会でお答えしたとおりでございます。

しかしながら、公共交通の利用者は減少しつつありますが、一方では、高齢者や障害者などを含め、すべての市民が外出しやすい交通環境を整備し、生き生きと元気に生活していただくことは、まちづくりの上で大きな行政課題だと受けとめております。

青木議員も既にご承知のことと存じますが、今月24日に、第1回コミュニティバス導入検討会を開催することといたしております。この検討会におきまして、本市の実態に合致した公共交通のあり方について真摯に議論し、コミュニティバス導入が必要か否か、また必要であるとしたら、どのような形態のコミュニティバスが必要なのかについて検討してまいりたいと考えております。

コミュニティバスの運行は、交通事業者、道路管理者、学識経験者、市民などから構成される法定協議会の合意をもって決定されますが、まずは協議会に至る前に、議員の皆様方と市の執行部から構成される検討会で、市内の公共交通網のあるべき姿や、コミュニティバス導入が与える影響、また導入に当たり想定される経費と費用対効果など、あらゆる角度から検討し、研究を進めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、介護保険制度についてお答えをいたします。

現在、介護保険事業につきましては、平成21年度から平成23年度を計画期間とする、第4期中間市高齢者総合保健福祉計画に基づいて事業を実施しているところでございます。

第4期中の保険料につきましては、被保険者の負担能力に応じて、保険料段階及び保険料率の見直しを行い、保険料負担段階を6段階から7段階にし、4段階中に軽減措置の特例を設け、低所得者に対し配慮を行い、また所得の多い方に対しては、相応の負担をお願いしているところでございます。

次に、利用料の減額、免除につきましては、利用者負担が高額になった場合、同じ月の自己負担1割の額が上限基準額を超えたときは、申請により、超えた分が高額介護サービスとして、また介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し、高額になった場合、限度額を超えた分について、高額医療・高額介護合算サービスとして償還払いを行う制度がございます。

施設を利用されております方につきましては、利用が困難とならないように、食事代及び居住費の減額制度があり、特定入所者介護サービスとして、補足的給付を行い、低所得者を含めた介護保険被保険者の負担軽減に配慮した各種施策を実施しているところでございます。

いずれにいたしましても、高齢化が進展する中、本市におきましても、年々高齢者が増加をし、介護給付費も増加しております。

介護保険は、すべての被保険者に、保険料を負担していただき、社会全体で介護を支え、助け合う仕組みであり、第4期中に中間市独自の保険料及び利用料の減額、免除制度につ

いては考えてはおりません。しかしながら、今後の社会情勢等踏まえ、平成23年度に開催いたします第5期中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会の中で、各委員の意見等を十分に聞き、また参考にしながら、保険料、利用料の減免制度について協議をしてまいりたいと、そのように思っております。

なお、就学援助制度につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

就学援助制度に関するご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、就学援助制度は、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、市町村が必要な教育費の一部を援助することにより、義務教育の円滑な実施に資するものでございます。

就学援助費の内容といたしましては、学校生活に必要な学用品の購入費、給食費、修学旅行費及び医療費等が対象でございまして、これらの就学援助費は、すべての児童・生徒が必要とするものを対象としております。

議員質問の「眼鏡」の購入につきましては、医療費の範疇に入ると考えられますが、この医療費につきましては、学校保健安全法第24条において、感染症または学習に支障を生じる恐れのある疾病の治療費を市町村が負担するよう定められております。

現在、医療費援助の対象となる疾病は、トラコーマ及び結膜炎、中耳炎など6種でありまして、「眼鏡」の購入費は援助の対象となっておりません。したがって、「眼鏡」の購入費を新たに就学援助費支給対象項目に加えることは、市独自の援助事業として新たな財政負担となるものであります。しかしながら、学習や生活に支障が生じることもあると思われますことから、今後、他市の動向等について調査研究してまいります。長引く景気の低迷により、就学援助費自体につきましても増加傾向にある中、本市におきましては、現在のところ「眼鏡」の購入費の援助については、極めて厳しい状況にあると考えております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

コミュニティバスについて再質問いたします。

先ほど市長の答弁の中でも、高齢化が進み、バスなどの交通事業者が撤退するというところで、まあコミュニティバスの運行については、全国の自治体でもかなり取り組まれているというふうに言っておりました。それもまた、交通政策が、まちづくりや福祉の重要課題となっていると、このように言われております。

そこで、コミュニティバスの運行状況の県内の状況を見ますと、県の資料ですが、ちょ

っと小さいですが、市長、ぜひ見ていただきたいんですが、福岡県、中間市がぽつんと白うなっておりまして、ほとんどの自治体で、南のほうの八女郡、それから久留米ですか、そういうところを除いたほとんどは、いろんな形でやっております。ということで、まあいろんな課題、そこそこ、自治体の事情も考えて、やはり今、何が必要かということでは、もう全県の自治体が努力してるということが、これで明らかになってると思います。

そこで、市長にお尋ねいたしますけれども、市長が、今、地域懇談会をあちこちでなされていると思いますが、このコミュニティバスについての要望も出されているのではないかと思います、市長、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、言われるとおりでございます。市長の出前講座の中でも、そういうお話ございます。少しお話させていただきます。

今、県下の地図お示しで、中間市だけが何か白地になってるという話でございますけども、これは、先ほど言いましたように、私どもは赤字補てんをしまして、西鉄バス運行させていただいているわけございまして、これは、西鉄バスがもう撤退しますよと、もう路線を廃止しますということをはっきりすれば、これはその、嫌でもそういうふうな路線確保しなければいけない、そういうふうな状況があちこち出ているわけございまして、それと、言いますように、このことにつきましては、24日、党派を超えた議員さんたちと、私たち執行部、検討するという流れがはっきりできておりますんで、そういうことでございますが。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、言われました「検討委員会」が設置されるということで、私も聞いておりますが、その責任者っていうんですか、委員会ですので、委員長っていうのはどなたになっておるんでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

委員会ではございません。「検討会」でございます。

コミュニティバス運行の、その検討会ということでございます。当然、そういうふうな施策に関することでございます。私、市長が、その会の会長ということでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

検討会の責任者、指導者ということになると思いますので、やはり市長の姿勢が一番問われてるんじゃないかと思います。そういうことで、先ほど答弁の中で、「必要かどうかも含めて審議していきたい」ということですが、市長自身は、市民の皆さんの声を聞いて、どういうふうに思われてるのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうことが必要という思いの中で、こういう、その検討会を開くわけでございます。しかし、どれだけのそのお金がかかって、その効果がどれぐらいあるのか、路線をどういうふうにするのか、運営会社をどうするのか、いろいろと検討しなければいけない問題がございますので、皆さん方と一緒に今後検討していこうということでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（６番 青木 孝子君）

今、経費のこともいろいろ出ておりました。国も、こういう施策については、どんどんやっていけということで、国土交通省はこのように言っております、国会審議の中で、２００７年に成立した公共交通活性化法について、「地域の実情を一番よく理解している市町村が中心になって、住民の移動の足を確保するための計画、取り組みを具体化し、国も県も全面的にバックアップを行う」このように言っております。

そして、コミュニティバスを運行するに当たって、国の支援や補助制度があります。三つほどありますけれど、コミュニティバスを運行することなどについて、具体的な方策を見出すための調査費を計上しています。

また、交通システム対策事業としてのコミュニティバスの整備や、コミュニティバス計画策定のための調査に対して補助、また実証実験などへも補助してます。それから、まちづくり交付金は、これまでの公共施設にとらわれず、幅広い事業が交付対象になり、コミュニティバスの試行運転に補助しますと。

このように国も財政措置をいろいろと勘案してやっております。ということですので、やはりこの中間市に、先ほど最初に言いましたが、いろんなご不自由を感じている人たちのところに、こまめに回すコミュニティバス、大いに政府も奨励してるわけですから、先ほどの市長は、まだまだ検討会等々で検討しながらというふうに言っておりますが、こんな予算措置を利用すればできるのではないかと思います、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先般、福岡県の「生活交通確保対策会議」っていうのがあっております。これは、県のほうなんですけどもが、同じような話でございます。当然、そういうふうな、国からの補助、国、県等々の補助金等々、もうこれは利用しなければやっていけないことございまして、当然、利用いたしますけどもが、基本的には、口は出すけどもが、余り金を出さないという、そういうふうな流れでございまして、いろんな、その制度ありますけどもが、それで十分かということも考えていかなければならない、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そうですね。大いに積極的に、働きかけていくっていうことが一番大事ではないかと思います。そういう意味では、会の責任者ということで、市長は大いにその力を発揮していただきたいというふうに思っております。

それと、議員、行政が、前もっていろんなことを検討していこうということで、検討委員会、検討会ですかね、これを私も反対ではありません。しかし、最初言いましたように、平成17年5月から施行しようとするときに、業者のいろんなことの事情もありまして中断ということになっておりますので、こういう人たちの声、それから住民の声、最初からそういう人たちを含めた会議もやっぱり必要ではないかというふうに思っております。

まあ、そういうのは、これも位置づけられておりますけど、地域公共交通会議というのを設置せよとなっております。で、その16年、17年当時は、この内容については、法ではまだ決まっておりませんでしたけれども、この会議には、そういうバス会社、タクシー会社など、そういう協議会の人たち、それから住民、そういう人たちも参加する義務があると、このように位置づけられておますので、私が言いたいのは、行政、議員だけではなくて、まあ、それも大事かもしれませんが、もう早くから、やっぱりタクシー会社、バス会社はいろんな経営もありますので、まあ、かなりコミュニティバス運行については抵抗もあるところだと思いますから、話し合い、何回も何回も話し合いをしていくというのが大事だと思いますので、こういう会議を立ち上げてはいかがですかということを、市長にお尋ねしたいんですが。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これも、先ほど申し上げましたように、そのような会の前に、一度やっとうということでございます。前回いろんな動きしたんでございますけどもが、白紙になっております。そういうことも踏まえ十分慎重に、また、本気でやらなければ実行できないわけでございまして、そういう意味で、いろんな面で、まず協議をして、それから、先ほど言いましたように、どういうふうな、その形態で運行するのかということも含めまして、まず私ども

で協議して、それからご提案したいなと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

やるというようなことを、今答弁されたので、もう1度確認したいんですが、どうでしょうか。運行するっていうことで、言われましたかね。というふうに聞こえましたが、ぜひその答弁が私もほしいので、再度お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

検討会を開いて、今から検討いたします。そういうことでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ということは、まだまだですね。

直方の状況を見ます。ここもバスも走ってるところもありますよね。いろんな、3コースを走らせておりますけれども、その状況を見ましても、平成17年、18年、19年度と数字が出ておりましたが、利用者もかなり増えております。平成17年は、2万5,727人、飛びまして19年は3万1,476人と、そして補助ですね、やっぱり利用者が増えましたので、収入もあったことから、補助金は減っております。

まあ、そういうことで、平成17年は1,180万3,000円、平成19年は792万1,000円と、このように、やはり周知徹底して、このバスが大いに使われてると。しかし、やはり運行するに当たりましては、いろんな調査もしながら、やっぱり改善もして、こういう効果を上げて、市民の皆さんにとっても喜ばれておりますので、ぜひこういうのも参考にしながら、早急に検討会、それから先ほど言いました地域の人たち、行政も含めた人たちの会議を持っていただきたいというふうに思います。

それと、私が言いたいのは、いろんな形態をこれから考えていくということですが、ちょっと遠くのところですが、長野県木曽町っていうところをご存じだと思いますけれど、そこが公共交通システム事業を実施ということで、その市長さんは、あっ、町長さんですけども、「旅行に行きたいなどとはぜいたくは言わない。せめて、安心して病院に行けるようにしてほしい」 こういう1人でお暮らしするお年寄りの訴えが町長の心を動かし、公共交通政策の取り組みが始まりました。そして、公共交通システムをつくり、2007年4月から正式に運行を開始、年間延べ21万人が利用しております。

この内容を見ますと、3支所を結ぶ「幹線バス」、幹線バスと接続し、それぞれの支所の周辺集落を結ぶ「巡回バス」、そして電話予約で自宅とバス停を結ぶ「乗り合いタク

シー」、こうした3種類の構成をしております。それぞれ組み合わせしても、トータルの料金は200円ですと。

で、この木曽町は、各種の健診事業を拡充し、中学卒業まで医療費無料化を実施しているという町です。まあ、こうしたことで、新交通、先ほど言いました新交通システムは、元気で優しい町に代表される施策となってるということで、そこそこの町、自治体に応じて、私はいろんな形態があると思います。コミュニティバス、また乗り合いタクシーという形態もあると思いますので、ぜひ住民の皆さん、タクシー業者の皆さんの声をくみ上げて、ほんとに継続できるような形態のものを、ぜひやっていただきたいというのを思っておりますので、ぜひ市長、その点をよろしく願いいたします。

そして、市長がいつも言われます、「元気な風がふくまち なかま」こうした街になりますように、ぜひ市長、会の責任者として、早急にコミュニティバスが走っていただくように、よろしく願いいたします。その点よろしいでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうことを含めて、十分検討してまいります。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

次に、介護保険について質問いたします。

介護保険料を滞納して、保険給付を制限させる、こういうペナルティーっていう制度がありますが、その内容について簡単に説明していただけますか。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えいたします。

給付制限ですね、1年以上滞納の場合でございますが、全額自己負担していただいて、後に申請によって9割を償還払いすると。それから、1年6カ月以上の滞納した場合につきましては、給付を一時差し止めしまして、申請によって償還払いでお支払すると。で、2年以上の滞納の場合は、介護保険料の精算時に3割を負担していただいて、高額介護サービスとか特定入所サービスについては、もう給付は受けられないという状況でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今の当局から説明がありましたように、まあ、そういう滞納すると、やはりこれからほとんどの方が利用できない、保険料を滞納する方はゆとりがあつてしてるわけじゃありませんので、もう、利用できないっていうのが現実ではないでしょうか。そういう意味では、ほんとに払えない人には、法定外でやっぱそういう減免措置っていうのは大事ではないかと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどもお答えいたしましたように、この介護保険は被保険者の皆さん方に保険料を負担していただきまして、お互い支え合っている制度でございます。そういう意味で、そういうふうな減免制度等々については、今のところ私どもは考えておりません。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、市長は皆さんで公平に、お互いに出し合つてということで、ある部分に、こう特別なことを支援すると公平感欠くのではないかっていうようなことを言われたかなと思いますが、実は、この応益負担っていうこの考え方、介護保険の、これがそもそも間違っているんじゃないかと思います。応益負担は、老後の人間らしい暮らしに不可欠な介護保険を「益」とみなして、生活に苦しむ低所得者にも過大な利用負担を強いるという考え方で、まあ福祉の考え方とは相入れないのではないかというふうに思います。

そういう福祉の心があれば、やはり本当に大変で払えない人には、こういう減免措置をすべきではないかと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まあ、大変困っておられる方というのは、大変とは思いますが、

逆に、逆に、この介護保険料1.5倍とか1.75倍払ってる方もおられるわけなんですよ。そうでしょう。中間市は、その、単独でやっております、そういうふうに1.75倍負担されている方もおられるということを、これは忘れてもらったらいかんと私は思っております。そうでしょう。そういう方が、そういう方の、まあ、困つてある方の負担をさるようになるわけございまして、これは、公費負担っていえば、何かよそから金が入ってくるようなお話でございますけども、これは市民の貴重な税金でございまして、片や1.75倍の負担を強いられて、それプラスの今度払っている、また別の税金でそういうふうなところにお金を出す、まさに不公平感というのが増大するんじゃないかな、そんなふうにおつておるところでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

先ほど、応益負担、公平感のこの問題はもう少し研究していただきたいと思います。まあ、時間がないので、そのことでの論議はやめますが、全国でも、やはり低所得者に対しては、本来は国はもう少し財政措置すべきなんですけれども、各自治体で減免措置をしております。

もうご存じともいますが、全国では保険料の減免措置をしている保険者は551、保険者の33.2%。それから利用料を独自に減免している市町村は383、21.1%が減免をしております。

まあ、県内を見ましても、北九州市、直方市、飯塚市など、20の保険者が保険料の減免、それから久留米市や春日市など、8保険者が利用料の減免措置をしているという現状です。

まあ、こうした自治体の、どういうふうに使われてるかなということで、資料を取り寄せてみましたが、先ほど市長が8,000円も9,000円も払ってる人、それから1,000何ぼ払ってる人、まあ、こういうことでちゃんと分けているじゃないかと言いましたが、払えない、ほんとに厳しい人たちに対しての措置をしておりますが、たくさん的人数ではありません。まあ、北九州市で1,300人ですが、直方市では7人と。で、使った経費は7万5,000円というようなことで、私が言いたいのは、もう1人でも2人でもほんとに困っている人、そういう人を救ってあげる制度が必要ではないかというふうに思ってるわけです。

まあ、そういうことで、1,000万も2,000万もかかるわけじゃないんですよ。まあ、そういえば2万、それから1万5,000円、まあ少ないところは3,000円、こういうことでも救ってあげてる、この制度があるっていうことで、ほんとに皆さんは安心感があるわけなんですけれども、市長、どうでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほども言いましたように、今まで6段階、これを7段階等々しながら、きめ細かいことをやっております。まあ、予算が余りかからないからやってはどうかという、そのお話でございすけどもが、先ほど申しましたように、この制度自体の精神っていいですか、考え方っていいですか、そういうことが、少ないからいいじゃないか、そういうことじゃなくて、その、制度自体の考え方、まあ根底に流れることっていうのは、私自身は保っていきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

介護保険というのは、福祉、社会保障の問題ですね。だから、その点について、もう少し研究していただきたいというふうに思います。

まあ、応益負担が、介護を苦にした痛ましい事件、こういうことがたくさん増えてるってことは、市長もご存じのとおりです。認知症の母親の介護のために、退職せざるを得なかった息子が、母親のデイケアの利用料やアパート代も払えなくなり、親子心中を図った。

また、介護保険がスタートしてから10年、高齢者への虐待は減らないばかりか、介護殺人や介護心中が増え続け、400件に上っておりますと。こういうふうに、よく見えると思いますが、どんどんと増えております。

まあ、そういうことで、こういう人たちの犠牲者を出さないためにも、ほんとに安心して利用できる介護保険、ぜひつくっていただきたいと、前向きに検討していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次に、就学援助について質問いたします。

市内の就学援助を受けている子どもたちの中で、視力が0.6以下の児童・生徒さんは、トータルでいいですので、どのくらいいらっしゃいますか。

○議長（井上 太一君）

小島教育部長。

○教育部長（小島 一行君）

0.6以下につきましては、まだ把握しておりませんが、準要保護を受けてある児童・生徒さんでは、全体で87名でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ご存じかと思えますけれども、県内ではまだありませんけれども、神奈川県藤沢市や平塚、大和市、茅ヶ崎、こうしたところでは、就学援助に眼鏡を上乘せして、子どもたちが安心して授業ができる、こういうことで援助してあげております。まあ、市長もご存じと思い、市長じゃない、済みません、教育長もご存じかと思えますけれども、子どもたちの学習意欲を、やっぱり盛り上げてあげるためにも、眼鏡、目が見えなくて、まあ不自由するということがないように、前向きに検討していただきたいと思いますが、もう1度確認をいたします。

○議長（井上 太一君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

今議員が言われましたように、目の悪い子の就学援助の眼鏡の件につきましては、もう

少し他市の動向も見ながら、勉強させていただきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

最後に、就学援助について、共産党として政府に強く要望するということで訴えて終わりたいと思いますが、就学援助事業費のうち、2004年度まで半額を国が補助する仕組みでした。しかし、2005年度より、準要保護世帯への補助金は、用途を限定しない一般財源化されたために、文部科学省の調査でも、2005年度には105の市町村で支給基準の切り下げや、支給減額が行われております。自治体による格差をなくし、子どもたちの学ぶ権利を保障するために、日本共産党は政府に対して、就学援助をもとの国庫補助に戻して、また拡充するよう強く求めてまいります。

以上で、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

おはようございます。自民クラブの片岡です。通告に従いまして、これより一般質問を行います。

コンプライアンスについては、昨今自治体においては、急速に広まってきております。不祥事が発生する要因には、個人のモラルの欠如、職場環境の緩み、チェック機能の低下などが考えられますが、今では法令を知っていて、それを破ったという悪質なものでなく、ルールを知らずに違反したということでも厳しく処罰をされるようになってまいりました。

そこで、これまで本市では、過去の不祥事や他団体の事案等を踏まえ、コンプライアンスについて、どのような施策を講じてきたのか、また、その取り組みによっていかなる効果があったのか、市長にお伺いいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

コンプライアンスについてお答えをいたします。

コンプライアンスとは、一般的に「法令遵守」と訳されることが多いわけですが、けれども、その趣旨は、「法令の文言のみならず、その背景にある精神まで遵守・実践していく活動」といった、広い意味で用いられております。

行政においては、当然のことながら、法令遵守は大前提であり、常に適正な事務の執行

が求められております。しかしながら、その確立に向けての動きが、昨今、急速な広がりを見せております。以前までは、コンプライアンスという言葉さえも、ほとんど認知されていませんでしたが、今では職員の意識改革はもとより、コンプライアンスに係る専門部署を設置するなど、組織体制の整備を図ったり、あるいは、いわゆるコンプライアンス条例を制定するなど、法規範体制を充実させる団体も多くなってきております。

コンプライアンスの重要性が、これほどまでに強く認識されてきたのは、残念ながら、法令違反や不正な事務、公務員としての自覚を欠いた不祥事などの事案が発生し、公務全般に対する市民の信頼が失われようとしているからだと思われます。

食糧費、裏金、プール金問題などの違法な事務処理が行われていたことが、全国の自治体において発覚をし、贈収賄、官製談合など、意図的で悪質な違法行為の摘発も各地で頻発しております。

さらに、自治体職員の有している職務上の権限を自己に有利にねじ曲げようとしてなされる不当要求や行政対象暴力も、そうした圧力に職員が屈服すれば、コンプライアンスの問題になるわけで、これにいかに対処するかも、各自治体における課題として議論されてきております。

本市におきましても、平成元年以降では、10件の懲戒処分事例があり、本人及び管理監督者などを含めまして、計24名の職員に対し、遺憾ながら何らかの懲戒処分をいたしております。

このような状況の中で、住民の信頼を確保し、適正な行政サービスを提供するために、不正不当な行政事務を防止し、行政危機を回避する行政システムの構築が求められております。

自治体行政におけるコンプライアンス確保のための制度といたしましては、既に監査委員制度、事務監査請求、住民監査請求、住民訴訟、議員及び首長の解職請求など、住民の発意や第三者機関などによる自治法上のチェック制度がございます。

また、ご承知のとおり、憲法第15条の第2項では、「すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と、さらに地方公務員法第32条では、「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」と規定され、法令遵守義務を課せられております。

また、職員は、その職務を遂行するに、法令に違反していなければそれでよいというものではなく、それ以上に、市民から信頼を得、市民の期待や要望、負託に応えて公共の課題を処理する任務を自覚し、より高次の成果を上げ、住民のサービスを提供することが重要であると考えております。

本市におきましては、平成15年4月に、公務員倫理の確立と公正な職務の遂行を確保し、市民とともに公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的として、職員倫理条例

を制定いたしております。

この条例は、市職員に対して厳しく法令遵守を求めるとともに、職員の責務、管理監督者の責務、任命権者の責務及び市民の責務を定め、違法、不当要求行為の拒否義務や、その報告義務、利害関係者との接触規制、さらには外部委員で構成される政治倫理審査会による調査・監視システムの設置等の規定を設け、実効性のある職員倫理を構築するものでございます。

また、管理監督者は、その職責における職場での影響力から、率先して身を正し、表裏のない明るい態度で職場をリードし、真面目に公務に励む姿勢が、職場の士気を高めることになると考えております。

こうした管理監督の立場にある職員の果たす役割の重要性をかんがみ、平成20年度及び本年4月には、管理職職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしております。本年4月の研修では、本市の監査委員でもあります公認会計士の吉田秀樹氏を講師にお迎えし、監査におけるコンプライアンスのとらえ方、市民に対する公平性の確保、公有財産の適正管理の重要性などについて、会計事務のプロとしての視点から貴重なご意見を賜り、大変有意義な研修となっております。

また、昨年度は、勤続20年以上の中堅職員を対象に、自治体におけるコンプライアンスの必要性、コンプライアンスと公務員倫理などについて、主に法制的視点からのコンプライアンス研修を実施いたしております。

こうした取り組みにより、職員の法令遵守や職員倫理の確立という課題は、徐々にではございますが、導入当初に比べ、職員間に浸透してきていると思われますし、職員や職場のモラルの向上等につながっているものと評価をしております。

今後も引き続き定期的な研修を実施し、職員の意識改革、資質向上を目指し、機会のあるごとに注意の喚起を促しながら、職員全体で取り組んでまいりたいと考えております。

職員には、公共の福祉を増進し、市民の負託を受けて行政サービスを提供するため、法の執行を担う者として、法令等を遵守する強い倫理観が求められております。幾ら制度の見直しや研修を実施しても、職員一人一人が倫理観を高め、公正、公平な職務の執行に努めない限り、不祥事を根絶することはできないと思っております。

内部通報制度の整備や、市の業務に対する不正な働きかけに対する制度的な対応など、職員の相互牽制システムや内部統制の環境づくりを初めとする一連の整備が一体的に行われることで、公務の公平性、透明性が高まるものと考えております。

今後も、行政のコンプライアンスの確立に向け、定期的な研修等を行い、意識の定着、さらなる向上を目指し、常に市民から信頼される公平公正な市政の推進に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

それでは、再質問を行います。

今現在、まあ本市の内部でコンプライアンスに問題があるということは、幸いなことに、私は聞き及んでおりません。また、今市長の答弁でも、まあ法令遵守違反はないと、現在のところないということでございますけども、まあ、もし仮に、将来不正が発覚した場合、これは個人の問題なのか、それとも組織の体制の不備なのか、また、組織の長の責任なのか、その点、市長の見解をまずお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、大きな法令違反、飲酒運転等々、また公金の使い込み等々、こういうことはもう論外とは思いますが。しかしながら、まあそういうあたりは、当然、私どもの責任っていうことになるかと思っておりますけども、あと、何ていいますか、関係法令を知らなかった、また、間違ったまま、それが気づかずに引き継いで来られたという問題等々、まあそういう問題等々がございましょうけども、そういうことに関しましては、担当職員も、またその職場を管理する人間等々もしっかり勉強していただきながら、また、その部署の管理者、また担当、先ほど言いましたように、これはもう、個人がしっかりしてもらわなければいけない問題でございまして、それぞれがしっかり勉強し、また市民のこと、住民の福祉のこと、しっかり考えながらやっていけばと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

この不正の発覚は、まあ個人にとどまらず、市民や市にとっても大きなダメージになるということは、これはもう既に多くのケースが示しております。

まあ、皆さん、まだ記憶に新しいと思っておりますけども、一昨年鞍手町で公金横領事件が起きました。会計課に１３年間在籍した職員が、約１億５，０００万円の公金を横領し、そして逮捕され、そしてこの４月、懲役６年という実刑を言い渡されております。

まあ、この事件、法令違反というよりも犯罪であって、個人の責任問題であります。が、しかし、町がもし仮に、しっかりと人事管理ときっちりとした監査ができておれば、もしかして本人が犯罪に手を染めることはなかったんじゃないかというふうに思いますし、私はこの事件は、個人の責任だけでなく、町のずさんな管理体制が引き起こした事件であり、町側の責任は大きいのではないかというふうに感じております。

まあ、事件発覚後、本人が、議会が設置した百条委員会の証言でこのように語っております。「発覚したら自殺すると腹を決めたら、どんどん横領ができた」と。「人間死ぬ気になれば何でもできる」ということでおっしゃっておられましたけれども、これは同じい

すに長く居続けると、癒着や不正の温床になりやすいというのは、これ、まあよく言われることでありますけども、この事件はまさにその典型的なケースを示しているのではないかというふうに思っております。

まあ、そこでお尋ねをいたしますけども、中間市において、現在、人事異動そして人事配置等の管理は、どのような形で、どのような取り組みをされているのかお尋ねをいたします。

○議長（井上 太一君）

成光総務部長。

○総務部長（成光 嘉明君）

お答えをいたします。

人事異動につきましては、経験１０年未満の職員につきましては、まあ３年をめどに人事異動をいたしております。で、係長以上、あるいは役職の職員につきましても、３年、４年をめどに人事異動を行っております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

人事管理は万全であるということなんでしょうかね。

次に、中間市は、コンプライアンスに対して、まあ今のこの体制で十分なのか、そしてまた機能しているのかということ、これは定期的に点検し、そして業務改善や見直しを実際に行っているのかどうか、それを次に伺います。

○議長（井上 太一君）

成光総務部長。

○総務部長（成光 嘉明君）

お答えをいたします。

まあ、内部統制につきましては、組織内部に、そのリスクがあることを認めることが、内部統制の前提だと考えております。したがって、慣行的になされた不適切なその行政事務をいかに発見し、それを是正させるのか。まあ、有効なチェック体制の構築が必要だと思います。ただ、現在のところ、このチェック体制の構築ができておりませんので、今後はチェック体制が図られるように構築をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

ぜひお願いしたいと思います。

次に、全国の自治体のコンプライアンスについて調べてみましたところ、先進地では、コンプライアンス委員会を設置して、そして日常的に、まあよくたまに出てきますけども、PDCAサイクルや、このモニタリング活動、こういった取り組みによって業務の改善を図って、そして、庁内の体制を整備しているところが幾つもございます。

で、特にその大阪市、この大阪市の取り組みがかなり徹底しております、こちらに「大阪市コンプライアンス推進行動計画」というのがあるんですけども、まあきょう時間がございませんですから内容まで触れませんが、まあ、以前かなり、よほどひどかったと思います。それでまあ、こういったものが、内容も充実しておりますけれども、市長、こちらのコンプライアンス推進行動計画という、これは市長、これは見られたことがありますですか。

○市長（松下 俊男君）

いえ、ありません。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

ありませんですね。ぜひ、一度目を通していただければと思います。

そして、もしできることなら、市長、できることならば、この、中間市の職員の担当者の方を大阪へ派遣して、そして、今のその大阪の取り組み、調査、研究をしていただければというふうに思いますけども、その点いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まあ、ああいうふうな大きなところと中間市、小さなところ、職員数も随分違ってきておもしろいし、まあいろんな状況等々違ってるとは思っております。しかしながら、そういうふうなコンプライアンスの推進行動計画等々あるということであれば、まあ、今ホームページ、パソコン等々で資料等々見ながら、そういうふうな必要性があるということであれば、内容を精査しながら考えていきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

まあ、次に、先日ある対談で、自治体とコンプライアンスと題して、現在、慶応大学の大学院の教授で、そして鳥取県の元知事でもあります片山氏がこのように語っておるんですね。ちょっとご紹介しておきます。「自治体における不祥事の原因は、一つに自治体行政が総じて不透明であり、ルール化がされていない。そして、一つに、チェックする側のチェック能力が著しく低いからである」と。「不祥事の再発を防止しようとするならば、要するに、自治体は組織のルール化と透明化を徹底すること。そして、チェック側の能力をどう高めるのかと、この二つを押さえなくてはならないし、これにかかってくる」とい

うことをおっしゃられております。

これは、まさに、今後ますます自治体においても定着するであろう、先ほど総務部長のほうも言うておられましたけども、この内部統制の概念ですね。これは、内部統制、私はぜひ本市においても浸透させて、この内部統制によって組織の体制整備を、この一体的に推進していくことが、今後極めて重要であるというふうに考えておりますので、ぜひその内部統制についてもご検討していただきたいと、そういうふうに思います。

次に、先月開かれました行財政改革特別委員会において、今年度、まあ職員倫理審査会の設置と、そしてその設置後に、その審査会に公益通報制度を諮るというふうにうたわれておりますけども、まあ、この職員倫理審査会の設置については、何年も前から中家議員さんのほうに取り上げておられまして、今回それが日の出を見るような形になるのかなというように思いますけども、まあそこで再度確認をいたしますが、今年度中にこの職員倫理審査会の設置をして、そして、その審査会で、何ですか、公益通報制度、この創設を諮るのかということをお尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

おっしゃられたとおり、本年度中に審査会は立ち上げる予定でございます。で、できることなら、今年度中にこの公益通報制度というのを制度化して、来年度から施行できればいいかなというふうに考えてます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

しかし、その答えは総務課長でいいの、その答えは。市長、副市長、総務部長のどれかやないと、それは。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まあ、総務課長が申ししたのは、そういうふうな一連の流れつくろうという方向性がもうできておりますんで、そういう意味で総務課長が答弁したと思っております。まあ、総務課長が答弁したとおりでございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（17番 片岡 誠二君）

それでは、市長にお尋ねいたしますけども、この公益通報制度、この導入の目的と意義についてご説明願います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当部長のほうから答えさせます。

○議長（井上 太一君）

成光総務部長。

○総務部長（成光 嘉明君）

お答えをいたします。

まあ、公益通報制度の導入でございます。公益通報制度は、本市のその業務遂行に伴い、法令や条例違反となる事実がある場合においては、公益通報の体制を確保して、その法令違反を防止すると。で、これが最小限にとどめることではございますが、なおかつ、公益通報制度は、通報者の保護を求めた制度であるというふうに考えております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

この制度は、ちょっとご確認というか、ちょっとお聞きいたしますけども、これは一般的にいうところの、内部告発ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

成光総務部長。

○総務部長（成光 嘉明君）

内部告発も含めたものでございます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

それでは、この制度について幾つかの質問をいたします。まず、通報される対象者、これはだれになるのか。そして、通報する側の対象者の範囲、これをご説明願います。

○議長（井上 太一君）

成光総務部長。

○総務部長（成光 嘉明君）

対象者は、職員及び議員さん方も含まれると思います。通報者につきましては、これは行政職員含め、まあ市民の方もというふうに考えてます。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

市民の方も含めますか。

○議長（井上 太一君）

成光総務部長。

○総務部長（成光 嘉明君）

私は含まれると思っております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

ちょっと、副市長、何か。

○議長（井上 太一君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

通報者は、市民の方は私は含めるべきじゃないと思ってます。

○議長（井上 太一君）

それはちょっと待ってくださいよ。（笑声）それは、あなた、その回答がおかしいでしょうが、統一せんと。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、私も行政職員も議員さんも市民も、これはもう一般的に法令遵守というのは、もうそれ当たり前でございまして、当然、その市民がいろんな不正なことを気がつければ、当然私どもに通報する、話をする、これはもう当たり前のことでございます。職員だけに限らず、一般市民、これも当然そういうあたりに入ると思います。

○議長（井上 太一君）

うん。（笑声）市長、いいんですか。

これ、いやいや、私が言うことやない。片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

ちょっと今の通報する側の範囲が、ちょっとまあ、ちょっとびっくりしたんですけども、まあ、いいでしょう。そのご答弁であれば。まあ、いいです。まあ、大丈夫ですかね。（笑声）ああ、いいです。まあ、いいでしょう。

まあ、じゃあ、通報の相談する、通報の内容を受ける総合的窓口、それはどこなのか。そして、どのような形で、どういう方法でそれを受付するのか。それじゃあ、次にお答え願います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、ちょっとまた話、違うかもしれませんが、自治体構成するのは市民も含めて、すべてが自治体を構成しているわけでございまして、その自治体をよくしようということであれば、当然市民も、それはその、ガセネタかどうか、これはもうしっかり調べなければいけませんけども、当然そういうふうな法を犯したということであれば、うちの職員なり議員さんなり、また、その、市民間同士のことは違いますよ。対自治体、行政に対し

ての、そういうふうなコンプライアンスというのは、市民も当然入ってくるという、その考えで、市民同士のことは、これはもう私どもはかかわりのないことをございまして、対自治体に対するそういうふうな、そのことは、当然市民も入ってくるという思いでございますし、その窓口というのは、当然すべてのことを仕切る総務課あたりが適当ではないか、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

総務課がどういう形で、どういう方法で受けるんですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

担当部長のほうからお答えいたします。

○議長（井上 太一君）

成光総務部長。

○総務部長（成光 嘉明君）

まだ、この制度はできておりませんけれども、仮にこの制度が来年度からでもできるということになりますと、所管は総務課になるかと思います。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

いや、だから、どういう方法かということですよ。

○議長（井上 太一君）

成光総務部長。

○総務部長（成光 嘉明君）

今から検討してまいります。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

まあ、この公益通報制度を受けるに際して、先ほど市長も言われてましたけども、それが本当なのかどうなのか。要するに、真否の確認、要するに調査っていうのは当然必要なんですけども、それはだれが、どのような形ですするのか、お願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、行政にかかわることっていう、先ほど限定したわけをございまして、そういうふうな、その、行政にかかわることであれば担当課等々呼びながら、調査しながらという

ことで、窓口総務課でございますし、懲罰委員会等々ございますので、そういうあたりに
も諮りながら対応していきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

そうしたら、調査は総務課がするということですね。ということは、例えば、まあ、仮
にですけども、職員の方が何かちょっと問題があったということでしたとしますよね。で、
それをその、まあ内容を当然調査すると。果たしてこれ職員の方が職員の方のその通報内
容を調査する。これ要するに身内の意識が働いて、本当に公平性が担保できるのかという
ことが、私心配なんですよね。わかりますかね。やはりここは、その、当然その第三者機
関なり、中立的な立場の方が間に入って、その通報内容がどうなのかということ調査し
て、その後措置するという方法を取らんことには、この制度自体が、これ骨抜き制度にな
りますよ、これ。市長、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

これ、市長、来年からやるということは説明しとったけど、まだ検討ができてない。執
行部の答えもいろいろあるんやから、そういう答えをされたらいかがですか、いつまでた
っても終わりそうもないですよ、これ。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど言いましたように、今検討段階でございます。今、ご指摘の、いろいろ問題等々
出てどうか、そんなふうに思っております。そういうあたりで、しっかり対応できるよう
な体制づくりをやっていききたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

市長、私もすっところ通すつもりだったんですよ、この制度。もう、それがもう検討
中だと、すぐ終わると思ったんですけども、回答がそうですからこういうことになった
わけであって、その辺は、いいですかね、市長。まあ要するに、そういったことも含めて、
まだありますよ。例えば、その、何でしょう。この通報内容が、まあ先ほど総務部長が言
ってございましたけども、通報者の保護、これが本当に責任を持てできるのか、そしてま
た、通報する側、これがその匿名でも大丈夫なのかだとか、いろいろその問題あります。
まあ、それを、その、何ですか、審査会に諮問するんでしょうけども、市長、まあ再度事
前にこれ十分精査して、今みたいなこときっちりと整理されて進めていかなければいけな
いと思っておりますけども、市長、再度見解をお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ご指摘のいろんな問題あるかと思っております。それはもうしっかり対応していきたい、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

片岡誠二君。

○議員（１７番 片岡 誠二君）

最後に、中間市のコンプライアンスについては、これはまあ市長が先頭に立って積極的に取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。市長、ご答弁ありがとうございました。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、古野嘉久君。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

清風会の古野嘉久でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

協働のまちづくりの推進についてでございます。本市では、市民と行政が一体となって協働のまちづくりを推進するために、市の基本的な計画などを策定する過程において、その計画の目的や内容等々、市民の人たちのほうへ公表して、市民の人たちより提出されました意見や情報や専門的な知識を求めて、本市の施策に反映させるために「パブリックコメント制度」が平成１８年に取り入れられ、今年で５年目を迎えようとしております。

本市の意識形成の過程における公正の確保と透明性の向上及び説明責任が行われて、市民の人たちが行政への参加が促進され、協働のまちづくりの成果が生まれるかと思います。これについて、市長にお伺いいたします。

１回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

協働のまちづくりの推進についてお答えをいたします。

パブリックコメント制度は、市民の方の市政参加への機会の拡充と市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ることにより、市民の方と行政との協働によるまちづくりをより推進するために、平成１８年９月から運用を行っております。

その目的を詳しく申し上げますと、市民の方から提出された意見や情報を考慮して、意思決定を行う過程を公表するとともに、提出された意見や情報に対する市の考え方を公表することにより、市民の方に対する市の説明責任を果たし、「政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図る」こと。さらに、市が施策等を策定する場合に、案の段階で公表し、市民の方から広く意見や情報を求め、市民の方が市政へ参画する機会を確保する

ことにより、「市政への市民の方の参画を促進する」こと。以上二つの目的を達成する過程の中で、結果として市民の方との協働によるまちづくりの推進が図られることとなります。

この制度は、今申しましたとおり、あくまでも施策等の案をよりよいものにするために、市民の方から意見を募集し、提出された意見等を考慮し意思決定を行うものであることから、賛成、反対の意見の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票と類似の制度ではございません。この制度においては、多数意見も少数意見も、一つの意見として取り扱うこととなります。

また、対象となります計画等につきましては、まず総合計画などに代表される、市の将来的な施策展開の基本方針や方向性を定める計画。次に、市政全般についての理念や、基本方針などを定める条例。さらに、広く市民の方に適用され、市民の方の権利義務に影響を与える条例などが挙げられます。

実施方法につきましては、まず、事業を所管する部署が制度を実施すべきかどうか判断をし、実施が決定したものについて、市民の方にできるだけわかりやすく、正確かつ十分な情報となるよう、施策等の案のほか、作成した趣旨や背景、所管部署の考え方などでもできる限り公表するようにしております。

具体的な広報手段といたしましては、広報なかま及び中間市ホームページへの掲載と、市内の公共施設での閲覧と配布の方法により実施をしております。

公共施設における閲覧と配布につきましては、これまで、庁舎内の情報公開室と東部出張所で実施していましたが、より市民の方に情報提供の機会を増やす目的で、今年度からは、これら2カ所に加え、中央公民館、市民図書館、働く婦人の家、地域総合福祉会館及び人権のまちづくりセンターの5カ所を加えた、市内7カ所の公共施設等において、資料の閲覧や配布を実施することにいたしております。

また、公表期間につきましても、一月程度としていたものを、最低30日間の期間と定義し直し、公表期間をできる限り確保するよう改善をいたしております。

市民の方からは、直接窓口に書面を持参していただいたり、郵送や電子メール等でご意見を頂戴することになりますが、寄せられました貴重なご意見等につきましては、事業を所管する部署が取りまとめ、十分その内容を検討して、最終的な計画等の意思決定を行っております。

なお、ご提出いただきましたご意見等の概要、所管課の考え方、また計画等の案の修正を行った場合における修正の内容につきましては、本市のホームページで公表をいたしております。

寄せられたご意見等の中には、専門的な観点からのご指摘、より市民参加ができるような体制づくりのご要望など、行政だけでは気づくことができなかったと思われる多彩で的確なご意見も多く含まれておりまして、意見集約の過程の中で、最終計画に反映させてい

ただいているご意見も数多く存在をしております。

今後の課題といたしましては、このパブリックコメント制度が実施されていることを、いかにしてより多くの市民の方へ周知することができるかという点、また、ともすれば、専門的で読みにくい行政の計画書や条例などを、いかにわかりやすい形態で市民の方に情報提供ができるかという点であろうかと考えております。

今後とも、より一層の市政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに市民の方との協働によるまちづくりの推進のため、パブリックコメント制度の充実に向けて、さらなる検討を図ってまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

ただいま答弁の中で、実施方法につきましては、まず、事業を所管する部署というふうにお答えいただきましたですが、実施機関の所管部署というのは、今、本市においては何部署ぐらいに分かれて行われているのでしょうか。この仕分けについて、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

実施機関はそれぞれの任命権者ごとということになります。市長部局とか、あるいは選挙管理委員会とか、そういったごとになっております。（「聞こえんばい」の声あり）済みません。（「聞こえん」の声あり）

○議長（井上 太一君）

もう１度させます。

○総務課長（柴田精一郎君）

実施機関は、任命権者ごとということになります。市長部局初め、あとは各委員会等執行機関ですが、そちらのほうになります。

以上です。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

わかりました。中間市の基本的な計画に対する市民意見の提出要綱というのがありまして、この中にうとうてありますね。挙がತ್ತるわけですね。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

そのとおりでございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

それでは、これまでに実施されましたパブリックコメントの件数と、これまでに寄せられました市民の意見の数はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

お答えします。

平成１８年から、このパブリックコメントを実施しております。平成１８年度は、中間市男女共同参画行動計画案を初めとして２件、それから１９年度と２０年度は実施する案件がございませんでした。２１年度は、中間市市民協働のまちづくり基本方針案を初めとして８件を実施をいたしております。

寄せられました意見総数でございますが、一番多い意見総数は、中間市災害時要援護者避難支援プラン全体計画素案、これにつきましては５５件の意見が寄せられております。それから、中間市都市計画マスタープラン、それから中間市次世代育成支援後期行動計画、中間市人権教育啓発に関する基本計画、以上３件につきましては、残念ながら寄せられた意見はございませんでした。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

ありがとうございました。では、市民からの意見がまったく出ない問題が生まれて来ると思いますが、このようなものは、どのように考えて対処していく方法があるんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

成光総務部長。

○総務部長（成光 嘉明君）

お答えをいたします。

多くの市民の皆様からご意見をいただけるように、広報なかま、ホームページの表現方法を工夫してまいりたいと考えております。また、内容につきましても、わかりやすい表現や専門用語に解説を加えたりをいたしまして、また、参考となる資料を添付いたしまして、親しみの持てる工夫をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

よろしくお願いいたします。パブリックコメントだけでは消化のできないいろんな諸問題があると思いますが、これにつきましては、市民への説明会まで行うようなおつもりがあるのでしょうか。それと、そのような場合は、どのような判断基準で行われているのか。現在、また、市長が出前講座等々で地域に出て行かれまして、いろんなご説明をされてるようでございますが、この件についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

成光総務部長。

○総務部長（成光 嘉明君）

今現在のところ、明確な基準はございません。まあ、市民参画を推進するための一つの方法として、パブリックコメントや市民説明会等がございます。まあ、その対応でございますが、そのときどきに所管課が、その実情に応じて対応しております。平成２２年、これ１月から２月に実施をいたしました、中間市災害時要支援援護者支援プラン全体計画では、障害者団体のほうから説明会の要請がございましたんで、パブリックコメントにあわせて説明会等も実施をした実績等がございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

ありがとうございます。よろしくお願いいたしますと思います。

また、本市における基本的な計画などに対する市民の意見の提出手続等々があると思いますが、この中で、要綱ができ上がってる中で、例えば氏名、住所、これを記入しなければならないと思いますが、無記名の人たちの取り扱いが多数あるかと思いますが、これについてどのような取り扱いをされているのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

成光総務部長。

○総務部長（成光 嘉明君）

お答えをいたします。

パブリックコメント制度では、原則、氏名等の記載が必要でございます。まあ、しかしながら、氏名等を記載してない方がございますけれども、寄せられた意見は貴重な意見でございますんで、門前払いをすることなく、有効に活用させていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

えっと、時間がない。ちょっと、はい。時間が気になりますけど、平成１８年度から平成２７年度までの第４次総合計画の基本構想のまちづくり方向の中で、ぜひ、目標を目指して、パブリックコメントの制度の導入を実施し、協働のまちづくりをぜひ取り組んでいただきたいということで、今回の質問をいたしました。時間になりましたので（笑声）

○議長（井上 太一君）

時間にはなっていないよ、４０分ありますよ。

○議員（１２番 古野 嘉久君）

終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

.....

○議長（井上 太一君）

それでは、この際、午後１時まで休憩いたします。

午後０時００分休憩

.....

午後１時００分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

まず、草場満彦君。

○議員（１０番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

まず、廃園後の児童遊園の有効活用について質問いたします。

３月定例会で私は、廃園になった児童遊園の管理及び利用状況を質問をいたしました。そのときの答弁は、「廃園後の用地は関係法令に照らし売却は困難であり、現在は緑地と広場として市有地のまま維持管理している」とのことでした。

本市は４キロ四方という限られたスペースしかありません。この限られたスペース、特に市有地は最大限に有効活用しなければならないと考えます。答弁の中の緑地の定義が不透明であります。高齢化率の高い本市にとって、高齢者の方の生きがいの一つとして、例えば家庭菜園で土に親しむことも一考だと考えます。廃園後の用地を家庭菜園等に活用できるかをお伺いいたします。

次に、地域ブランドなかま銘菓創作事業について質問いたします。

中間銘菓の創作を、昨年度から予算が計上され取り組んでおりますが、大半の市民の方はご存じないと思います。以前あった「鶴饅頭」がなくなり、数年がたちました。先般、体育文化センターで福岡県下から集まった、あるイベントがありました。そのスタッフの

方がおっしゃっていました。「中間市をアピールできる銘菓があればいいのに、残念だ」と。私も同感でありますし、この事業に期待もしております。そこで、なかま銘菓創作事業の取り組みの目的と経緯、そして、現状と今後の予定をお伺いいたします。

以上2点、ご答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

廃園後の児童遊園の有効利用についてお答えをいたします。

廃園の後の児童遊園用地は、関係法令に照らし、問題のないものは売却あるいは地主へ返却し、その他は遊具を撤去し、緑地や広場として、所管課が維持管理を行っております。

都市計画法の開発許可基準では、3,000平方メートル以上の開発行為を行う場合は、広さに応じて一定規模の公園、緑地、広場を設けるよう定められております。この緑地につきましては、明確な定義はありませんが、建物が建っていない公開空地等が確保され、引き続き空地として管理がなされることが確保されれば形式にこだわらないと解釈をされております。

よって、家庭菜園等に活用することは問題ないと考えられますが、あくまでも特定の人へのみ使用させるのは問題があり、町内会等管理団体の組織から要望等がありましたら、有効利用について協議をしてみたいと、そのように考えております。

次に、地域ブランドなかま銘菓創作事業についてお答えをいたします。

まず、経緯でございますけども、平成20年に行われました「市制施行50周年記念事業」の企画の中で、長年市民に愛されてきました「鶴饅頭」が、後継者がいないことにより廃業されたため、これにかわる中間銘菓を創作したいとの思いから、新銘菓創作コンテストを開催し、優秀作品を中間銘菓にする事業を、中間商工会議所とともに行いました。出そろった優秀作品をヒントに、商品化するため、市内で菓子製造販売をしている事業所をお願いをし、2事業所が快諾され、委託することになりました。

この事業は、福岡県ふるさと雇用再生特別基金事業を活用をしております。地域の創意工夫で地域の求職者等が継続的に働く場をつくり出すことを目的とした委託事業でございます。この事業の最大の目的は、契約切り等にあった労働者の緊急な雇用の確保にあります。

もう一つの目的は、中間銘菓のレシピを作成し、完成したレシピに関するすべての権利を中間市が所有し、市内の銘菓製造希望者に対し、一定の条件のもとでレシピを使用してもらい、だれでも製造することができる地域ブランドを創作することにあります。

現状としましては、2年目を迎えておりますが、委託事業者が雇用労働者とともに、新作菓子を創意工夫しながら製作をしております。昨年度におきましては、試作品の選考会を行いました。改良点があったため、完成品までに至っておりません。今年度も引き続

き試作品の改良と新作菓子の創作を行い、年度内には中間銘菓として完成させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（１０番 草場 満彦君）

まず、廃園後の児童遊園について、緑地の定義の範囲の中で家庭菜園は可能だというふうに理解をしました。私は、廃園後の用地を家庭菜園にしてほしいという部分で、まあそれを強く固守しているわけでもありません。廃園後の現地の公園を見たときに、余りにもずさんな管理がされてあったものですから、その市有地の有効活用の一つとして、その一つの案として、家庭菜園というものを提案した次第であります。

ちょっと恐縮なんですけども、要望として申し上げます。午前中の片岡議員が質問されたコンプライアンスも含めて、市の職員の方々には、その行政マンとしての自覚のもとに、「市民の生命と財産を守る」を根本義に据えていただいて、どうすれば、今以上の魅力ある中間のまちづくりができるかということを、常日ごろから考えていただいて職務を遂行していただきたい。

で、廃園跡地も市または市民の貴重な財産でありますので、関係部署には、市有地の有効活用との観点から取り組んでいただいて、早々に展開をしていただきたいと要望をするものでございますが、この点、どうなのでしょう。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

この児童公園につきましては、昭和４７年都市計画法の設定におきまして、開発面積の３％を確保しなさいというところから始まっております。この３％につきましては、各開発行為の面積によってさまざまな広さがございます。

その後、この昭和４７年ぐらいから、中間市は急速に団地開発が進みまして、これを購入される方については、非常に若い世代、いわゆる子育て世代の方がここに生まれまして、で、子育てをしながら中間市に住んでいただいた。それから既に三十数年たっております。もう既に、議員ご指摘のように、団塊の世代が退職を迎え、今は高齢化の時代になっております。この時代に即応するために、児童公園という形ではなく、多種多様な公園の使い方、これが今行政に求められている、いわゆる選択肢の一つかと思われます。

そういう中で、我々としても、今回協議をいたしまして、幅広い公園の使い方、公有地の使い方、これを今検討してまいりたいと思います。ぜひ、前向きに検討いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（１０番 草場 満彦君）

よろしくお願いいたします。

次に、中間銘菓について再質問をいたします。

財源については、市長のほうから、ふるさと雇用の基金のほうからの補助金だということでありましたけども、その金額はいかほどなのでしょう。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

この基金につきましては国の政策でございまして２００８年１１月、この時点で金融危機に端を発しました世界同時不況の中で、自動車産業、電機メーカーなどの派遣切りがたくさん行われまして、社会問題になっております。この件につきまして、国が２，５００億円創設をいたしております。そのうち、福岡県に２５億円の配分があり、基金として福岡県が積み立てております。その後、中間市はこの事業に申請いたしまして１，８００万円の予算化をしております。これは２カ年で事業を完成する予定でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（１０番 草場 満彦君）

２カ年ですから、トータル３，６００万円ですね。雇用の部分での施策だっているふうに聞きましたけども、これを、この部分で何人の方の雇用が確保されてあるのか。そして、その雇用状況の掌握というものはどのようにされてあるのかを教えてください。そして、雇用対策の期限が切れたときの雇用はどういうふうになるのか、お答え願います。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

まず、先ほどの予算の訂正をさせていただきたいと思います。本事業には、２年間トータルで１，８００万円、１年間で９００万円としております。

次に、雇用の問題です。雇用は、二つの企業に委託契約を結ばせていただいております。これは、生菓子と焼き菓子という二つの種類に分けております。生菓子につきましては北九州食品株式会社、虫生津工業団地でございます。焼き菓子につきましては、有限会社ミユゲと契約をさせていただいております。

雇用面につきましては、ハローワークを通しまして、生菓子については、新規雇用が1名、パートが1名、それと自社の従業員を1名を充てまして、3人体制で試作品及びレシピの作成が始まっております。焼き菓子につきましては、1名の雇用、これは1年間の1名の雇用でございます。さらにこれに2カ年の継続としております。今年度も、さらに1名の雇用が生まれております。そうしますと、トータル新規雇用が3名、パートが1名という形で雇用が確保されております。この雇用につきましては、事業終了後には各事業者と正規採用のお約束ができておりますので、3名の雇用が確保できたというような状況になろうかと思えます。

続きまして、事業途中の実績、もしくはそういう報告の部分でございます。これにつきましては、契約時点で仕様書を作成しております。この仕様書の欄に、期間中の新規雇用者の出勤日数、それから支払われた人件費、それから今回中間銘菓の創作における創作状況、もしくはその時点における問題点、対処方法等を、3カ月前に当課の担当のほうに報告をするように義務づけております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

今、お聞きしますと、雇用対策としての成果もあったと。でまた、本市が望んでいる中間銘菓の創作にもつながっているというふうに判断してよろしいですか。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

答弁の中では、本年度中に数個のレシピなりができ上がるということでしたけども、製品として売らないと意味がありませんけど、その、製品としてのその、販売の展開をどのように考えていらっしゃるかお願いします。

○議長（井上 太一君）

三島建設産業部長。

○建設産業部長（三島 秀信君）

お答えいたします。

まず、製品の内容につきましては、昨年度は焼き菓子が40種類、それから生菓子が5種類、試作品として提案されております。まだ、この事業が今年度終了時点までかかり

ますので、まず試作品として、現在我々は預かっているような状況でございます。完成品には至っておりません。

その間、昨年8月26日、中間市長、副市長、担当課職員、女性モニター、中間商工会議所の会頭、九州女子大学栄養学科の教授を入れまして、試食会を開催させていただいております。この中で、今回提出された40種類、5種類の作品の味、形、これが商品として耐えられるものか、そういう評価を行いまして現在に至っております。

これから先の事業展開でございますが、まず、最低でも生菓子については5品、それから焼き菓子については10品の提案を求めていると考えております。さらに、このブランドを立ち上げまして、最終的には、当初の目標の中間市のブランド、銘菓ということの位置づけをするのが最終的な目的でございます。

そうしますと、我々行政としては、個人店に、この、まあ個々のお店に支援、こういうことができませんので、まず中間商工会議所にお願いをいたしまして、レシピの提供。中間市も当然レシピは保存しておきますが、商工会議所にお願いいたしまして、ホームページ、中間市のホームページ、商工会議所のホームページ、それから、商工会議所の機関誌、中間市のそれぞれの広報機関を利用いたしまして、まず、こういう品物ができましたということ、市民の皆様幅広くお知らせをする。その次に、市民の皆様、もしくは事業者の方から、このレシピを使って商品を開発したい、もしくは中間銘菓をつくりたいということでございましたら、我々としては惜しげなくそれを提供いたします。

それから先は、今度は個人事業者の営業にかかってきます。それはもう、我々の手を外れますので、あらゆる方法でこのブランドを成長させていただいて、中間市ブランドの確立をやっていくと、このように考えております。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

私が入っている委員会の中で、2年前にこのような詳細な説明はなかったんですけども、お聞きしましたけども、2年目に入ってこういう状況だという部分では、多分委員会の方も余りご存じないし、特に市民の方もご存じないことじゃないかなということで取り上げさせていただきました。国の施策であり、基金だということではありますけども、税金が投入されているわけですから、中間のまちづくりに役立つ結果に、結果を出していただきたいということを強く要望しまして、質問を終了いたします。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、中家多恵子さん。なお、質問に際し、中家議員より資料を配付させていただきたいとの申し出があり、これを許可し、事前に事務局に配付させておりますので、ご了承をお願いいたします。

○議員（１番 中家多恵子君）

ほほえみ会派の中家多恵子です。質問の通告に基づいて、福岡県市町村福祉協会の外国債購入問題について、一般質問をいたします。

ご承知のように、市町村福祉協会は、加入団体の負担金と職員の掛金で、職員の福利厚生事業や退職職員の医療費助成をしています。私はこれまで数年間にわたって協会の抱えている問題点などを正し、脱会等を求めてまいりました。

本日の質問は、福祉協会が資産の運用として有価証券を取得している問題についてです。現在の取得額は、お手元に配付させていただいております内容、７億８６８万７,３３６円。このうち、外国債は取得額６億９８５万７,３３６円、約６億１,０００万円です。これを購入しております。その中には、償還期間、いわゆる期限３０年という長期のユーロ円債４億６,３００万円も含まれています。

今日、この債券を自治体で購入したところでは、議会の調査特別委員会が設置されるなどしています。また、国会でも取り上げられ、新聞報道でも２１年７月８日付の朝日新聞などで、「評価損発生、売却も困難」と報道されています。この報道の中には、飯塚市、荏田、芦屋町なども入っております。

福祉協会は、かつて２０００年に信用度の低いアルゼンチン国債を購入し、約９,０００万円で購入しましたが、２００１年対外債務支払いの一時停止、いわゆるデフォルトを宣言したため、大きな損失を出しているにもかかわらず、失敗の反省もなく、その後も外国債の購入を続けています。が、加入団体の市民の血税と職員の掛金を、ハイリスクの投資などで運用してよいのでしょうか。構成団体としての中間市の責任と、福祉協会を脱会すべきではないか伺いまして、１回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

福岡県市町村福祉協会の外国債購入問題についてお答えをいたします。

一般的に、積立金は、銀行その他金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債証券等の買い入れなどにより運用されております。

運用に際しましては、当然ながら、適切な計画、管理のもと、長期的資金需要の見通しに対応した運用計画に基づき、確実かつ効果的な運用を行う必要がございます。特に、債券の運用に当たっては、収益性が高い半面、リスクを伴う運用であることから、必ずそのリスク回避に対応した運用が求められます。

まず、購入する債券の信用リスクウエイトが、どのような格付となっているのか。金利変動リスク、流動性リスクを回避するために、償還期限がどのようなになっているのか、また、期限前償還リスクはどのようなになっているのか、不測の事態が生じた場合、資金の安全性、流動性の確保、効率性の追求のために、どのような措置が取られるのか等々、さま

ざまなリスクを想定した上で運用しなければなりません。

ご指摘の福岡県市町村福祉協会が保有する有価証券は、昨年度の財産目録を見ますと、平成19年度第10回福岡県県債や第8回アルゼンチン共和国円貨債券を初め、スウェーデン地方金融公社ユーロ円債、国債復興開発銀行ユーロ円債2銘柄、第6回オランダ国立投資銀行ユーロ円債、スウェーデン輸出信用銀行ユーロ円債、フィンランド地方金融公社ユーロ円債等、全八つの銘柄で、その取得総額は7億868万7,000円となっており、その資産運用収入は、平成20年度の決算書では1,657万7,000円、平成21年度では2,276万4,000円となっております。

さて、ご指摘のユーロ円債でございますが、日本の国外、すなわちユーロ市場において、日本の居住者もしくは非居住者が発行する円建ての債券であり、ユーロ圏で流通しております通貨とは、まったく関係のない債券であります。1977年に、欧州投資銀行による発行が認められて以来、年を追うごとに発行機関の制限や、国内の還流制限なども撤廃され、その市場規模は拡大傾向にあります。発行者にとっては、発行コストが安く、より自由な形態で機動的な発行ができること、投資家にとっては一般的に高利回りであることなどのメリットがあります。また、もう一つのメリットといたしましては、原則として、為替変動リスクの影響を受けないということであります。

一方、デメリットといたしましては、為替変動リスクの影響を受けないといいいながらも、投資した国の経済や政治、社会情勢などによって価格変動リスクを負うこともあり、まったく安全な外国債であるとはいえないということも事実であります。どのような商品においても言えることではありますが、債券である以上、デフォルトリスクもありますし、元本割れの可能性も当然発生いたします。

さて、福岡県市町村福祉協会が定める資金運用規程によりますと、運用に当たっては、運用効率の向上を図りつつも、安全性を第一とし、預金にあっては、金融機関が元本補てん特約を付したものの、債券にあっては、償還時に券面額の全額償還が保証されたものでなければ運用してはならないと規定をしております。債券関係の運用対象は、国債、地方債、政府機関債、外国政府が発行する債券及び世界銀行並びにIMFが発行する債券と定めております。

さらに、その条件といたしましては、外国政府または外国政府機関が発行する債券にあっては、複数の格付け機関がシングルA以上の格付けをしていること。また、国内外を問わず、政府機関が発行する債券にあっては、当該国政府が元本を保証したものでなければならぬと定めております。

一方、本市の債券運用指針を見ますと、信用リスクの対応といたしまして、取得する債券は、BIS、すなわち国際決済銀行の信用リスクウエイトがゼロである債券であることと規定しておりますが、新BIS規制を参照いたしますと、リスクウエイト0%の債券の具体例としまして、国債、政府保証債、地方債、OECD加盟国の発行する債券等と記載

されております。

したがって、福岡県市町村福祉協会が保有するユーロ円債は、同協会の資金運用規程にも、本市の債券運用指針にも適合いたしております。しかしながら、本市の債券運用指針には、金利変動や流動リスクの対応といたしまして、新発債、既発債を問わず、残存期間がおおむね5年以内であることと規定しておりますが、福岡県市町村福祉協会が保有するユーロ円債の中には、その償還期間が30年と設定された証券も存在しているのも事実でございます。議員ご指摘のとおり、償還期間が長くなれば、金利変動リスクや流動性リスクも必然的に大きくなります。

さて、構成団体としての責任をどう考えているのかとのご質問でございますが、福岡県市町村福祉協会定款第26条には、「資産は理事長が管理をし、その方法は理事長が理事会の議決を得て定める」と規定しております。したがって、債券購入等の案件につきましては、理事会にて決定し、その後総会にて承認を得るシステムとなっておりますことから、理事として任命されておられません本市は、残念ながら資産管理に関する意思決定に携わる機会がございません。もちろん、そのことをもって、すべての責任を回避するということではございませんけれども、債券問題に限らず、コンプライアンスの観点、公金管理の観点等から見て、不適切な運用等があれば、構成団体の一員として、今後とも機会あるごとにその是正を強く求めてまいる所存でございます。

また、同協会からの脱会の件につきましては、関係各方面等々への影響も考慮いたしますと、そのお約束はいたしかねるところでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

最後に、中間市は理事ではないということをおっしゃられましたけれども、かつて昨年までは、中間市は理事の1人であったというふうに記憶しておりますが、間違いありません。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

間違いございません。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

この購入は、昨年までに買ってるわけですね。中間市からは、職員組合の荒金氏が、長年にわたって理事として、職員側として出ていらっしゃる。そしてまた、長側の理事長

として出てるのが、今問題になっております飯塚市の齊藤市長が、この福祉協会の理事長もあわせて、この春まではなされたところですよ。この福祉協会そのものの構成が、この加入団体の長が理事長としてお出になられて、そして、退職者の会の方が、また副代表ですか。そして、専務理事は自治労の書記長が長年にわたってやられて、そして役員理事会の構成は長側と職員組合、まあ、いわゆる、ほとんどの方がそこそこの自治体の組合の責任者が選出されて、この福祉協会を構成されてるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

そのとおりでございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

そういうことですね、はい。私は、この、先ほど指摘しましたアルゼンチン債の購入をしたときに、これは、退職者に医療費を補助しているということから発端が出ていって、アルゼンチン債も買っているっていうことがわかっていったわけですが、この福祉協会っていうのは、加入団体の尊い市民の方の血税と、それから職員の掛金でもって構成されてるわけなんです。30年後に償還期限がある、元本が保証されるから、この資産運用の中に的確であるっていうような答弁もなされましたけれども、今の今、職員の方の福利厚生のために、個々の市町村福祉協会は、結婚の祝い、銀婚の祝い、入学祝金、そういうメニューを組んでるわけなんです。

ここの福祉協会っていうのは、私からすれば、マネーゲームをされてるんじゃないかと思うわけです。金利優先が先にありきになって、リスクを後回しにした、市民不在の、その姿勢であるっていうふうに私は断言したいと思います。

30年後に、償還期限が30年後、30年後には元本が返ってきます。アルゼンチン債を買ったのは、今お手元にも配付させていただいておりますように、2000年なんです。5%の利率ということで買って、それが2年後には、ここの新聞の記事にあるような形で価値が半減してデフォルトになったと。そしてまた、それを再契約してるわけですよ。

西日本新聞の当時の記事によると、0.5%から0.28でしたか、23でしたか、ちょっと今手元に持ってますが、そういう形でやられてる。ここによると、2000年にもともと買ったアルゼンチンの債券、総務課のほうから調査して提出していただいた期限によると、2000年に買ったものが、2035年に元本が保証されるわけですよ。

このことについては、私は平成18年の12月議会で、「さまざまな問題のある協会からの脱会を求めます」ということで質問をさせていただいております。その中身を読ませ

ていただくと、新聞の、毎日新聞のこの記事がありますから、配付された方はお読みいただいたらわかりますが、そのとき私は、直接当時の事務局長と電話で話しました。そして、ここの議事録ですが、「痛恨の傷みですけれども、その後、ここの場では言えないような言葉を言われましたから、ここでは言いませんけれども」と、私は本会議で言ってます。「何とか根性を出したもんですから」というふうに、私はここで発言してます。今、私は言います。「何とか根性」というのは、私に言った言葉「助平根性」と言われたんですよ。「助平根性を出したから、こういう事態になった。反省してる」ということ言われた。私は当時のこの本会議の中では、それは言えませんって言ってます。

しかし、たび重なる購入を続けてるこの内容といいますのは、福祉協会が、30年後の2038年に償還されるのが2件あります、2億円で。そして、2036年、これが1件の1億円、35年、これは2000年に買ったものが2035年、この新聞の記事では2038年になっておりますが、まあどちらが正しいかわかりませんが、2000年に買ったものが、この、総務課で調べていただいた、問い合わせしていただいたのは2035年、アルゼンチン。

私たち職員や市民の出したお金が、35年間元本が保証されないようなところに投資して、当時は、私に、当時の本会議で発言のできないような言葉でもって、このアルゼンチン債券の購入に対しての言葉、本当に反省をされて、引き続きこういうことをやられているのか。30年後ですよ。ここにいらっしゃる執行部の方は、30年後にはこの席にはいらっしゃらないと思います。

そして、30年後の2032年には1件1億円。それから、28年後の2036年には1件6,330万円で、スウェーデンの輸出信用銀行ユーロ円債を買ってるわけです。そして、この中では、5年後の2013年、福岡県県民債を買ってる。これだけが正常ではないかと思えますし、もともとこうした職員と市民の負担したお金が潤沢にあるからこういうかけに出てるのか。福祉協会の姿勢を、これを見ても伺えます。

この間、理事で参加しなくても、私はこういう問題を指摘してきてますし、平成18年にアルゼンチン債のことも、ここの本会議でも取り上げてますし、新聞でも報道されてるにもかかわらず、こうした30年間償還期限物を買いつけるという福祉協会に、引き続き職員の福利厚生をお任せすることはできませんし、市民も許さないでしょう。

こうした問題を、これまで理事として出席されていた中間市の、今休職中の職員から聞き取りをしていただきたいと思いますし、理事になってなくても、毎年の総会には出席されてるわけですから、そういうところで何の発言をされてきたのか。福利厚生の内容にしても、全国的には廃止の方向でいってるわけですよ。

私は、潤沢にお金があれば、職員の方のそうした福利厚生、ノーとは言いません。しかし、置かれている状況、市民、国民の置かれている状況を考えたときに、この3月議会でも私は質問をさせていただいた中で、職員の皆さんが気持ちよく子どもさんに入学祝金と

か、そして皆さんが銀婚式のお祝いとかいただくことが、気持ちよく受け取られますか、
どうですか、お答えしてくださいって言ったときに、小南副市長は、今そういう厚生事業
をですね、これについては私は一定の民間企業でも当然やってあることですので、一定の
ご理解は賜ると思っております。松下市長さんは、このような時勢でございます。当然住
民の皆さんのご理解をいただけるような施策をやっていないといけないっていうふうに
思っておりますっていうふうに答弁されておりますが、まあ、横道にそれたようでありな
がらも、私はこの福祉協会のあり方を正させていってやるわけです。

この新聞報道でも、2009年6月11日「為替仕組み債、苅田町含み損5億円」「飯
塚市25億円購入、利率ゼロ」そして、西日本新聞の21年6月18日でも、これは大阪
のほうで橋下知事が「意思決定の経過の記録がまったくない、30年間資金が凍結される
ような外国債を買ってる」ということを、30年償還の外国債購入をしていたことが明ら
かになったということが、こういうふうに新聞にも載ってます。

内容はこれとまったく一緒じゃないですか。この内容について、福岡県市町村福祉協会
は、今回私が質問、一般質問もいたしますので、それなりのものは考えを持ってらっしゃ
ると思いますが、まったく内容が不透明でわからない。

私は先日、財政課に行って、中間市の財政運用についていかがになってるんでしょうか
とお尋ねしましたら、日本の債券、熊本県の債券と福岡県の債券を買って、5年もので買
ってますと。そして、きちっとこうしたものが提供されるわけです。これは当たり前のこ
となんです。関心するまでのことでもない、当たり前のことです。当然のことをやられて
るけれども、福祉協会に対して、課を通じてお問い合わせしましたけれども、どうしても
私は納得いきませんが、その後に内容の詳細がわかっておれば教えていただきたいと思います。
それぞれの債券に対して、今日どのようになっているのか。その辺はいかがになって
るんでしょうか。1件1件お答えしていただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

先だって、先方の事務局長のほうに、今の議員さんのご質問についてお話を申し上げま
した。先方からのご返事は、1件1件の、いわゆる運用益等につきましては個別の事案に
なるので、先方の公認会計士との話の中では、総トータルの運用益の表現というんですか、
公表はいたしますけれども、個々の部分についてはできませんというご返事でございま
した。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

個々の分については、お答えできません。全体としては年間幾ら入ってます。そんな不

透明なことってないでしょう。私個人が「どうですか」って尋ねるんじゃないくて、中間市が、市民の税金と職員の掛金を、議会の議決を得て、福祉協会に送ってるわけなんですよ。加入団体の中間市も、それに対してお答えしていただけないような福祉協会の内容でしょう。市長に答弁を求めます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私も、先般向こうの協会の方とお話をし、まあ、中家先生にもそういうふうな話はさせていただきましたという、そのことは承っております。詳しいことはちょっと私もわかりませんが、できるだけ透明性、今度、理事長も齊藤さんから変わると思います。まあ、そういうこともあって、また違う方向性が出るんじゃないか、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

新しい理事長は筑紫野の市長ですけれども、新しい方向性っていっても、この福祉協会そのものが買ってる債券8件、その中身についてどういう契約をしてるのか、それも契約内容を、課長は直接担当されてたからお聞きしますけれども、契約内容の写しとか、そういうものは必ずあると思うんですよ。そういう物は、それもお見せできないっていうのが福祉協会の事務局長のお話ですか。

○議長（井上 太一君）

柴田総務課長。

○総務課長（柴田精一郎君）

そのとおりでございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

そのとおりとはどういうことですか。（笑声）金だけ取っていけば、お金だけ出させれば、あとは自分たちが好きなようにするっていうことですか。

そこでお尋ねします。財政課。私が先日、中間市のこうしたお金の運用についてお尋ねしたら、直ちに中間市の現在の受取利金、利払い日、そういうものを提出してくださったんですよ。これこそ私は、まさに当たり前のことであって、当たり前のことを直ちにやったださってる。ですから、ああ、中間市の財政課はきちとなされてるなって、うれしくも思いました。

そして、課長にお尋ねしますが、中間市の場合は、5年間の償還期限のものしか買って

ないわけです、国内の。福祉協会は30年なんですよ。30年後に福祉協会が存在してると思いますか。中間市は、自治体として存在し、そしてまた、例えいずれの時期か合併しても、福祉協会の福利厚生の実業の内容は、すべて廃止の方でいってるんですよ。廃止の方でいってりながら、30年ものを買って、だれの手元にこのお金は入ってくるんですか。30年後には元本しか返りません。元本しか返らないなんていう、30年後の1億円がどんな価値があるのでしょうか。

福祉協会のでたらめさ、本当にこの福祉協会を形づくっているのは、先ほど申しましたように、加入団体の当局と組合と退職者の会でもって設立してる。私が脱会をしなければならんっていうのはそのことですし、既に脱会してる場所もあるし、最初から加入してない場所もあります。中間市が、ここにどうして恩義を感じないといけないですか。市民の目線で物を見ていただきたいと思います。

先ほどの質問の途中で切れましたが、中間市が5年ものの債券しか購入しない、国内の。30年と5年との違いについてのリスクとメリットをおっしゃっていただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

高橋財政課長。

○財政課長（高橋 洋君）

お答えします。

中間市の債券運用につきましては、債券運用指針にのっとりまして、5年以内の、おおむね5年以内の債券といたしております。で、ご質問の30年債につきましては、その内容と規模が私ども把握できませんので、この場で何とお答えしていいかわかりませんので、発言は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

30年のこうした物を購入するっていうことには、ほんと疑義を感じます、疑問を感じますし、そしてその内容すら加入自治体にも報告はしません、できませんっていう、こうしたところに職員の福利厚生です、退職者の医療費の助成です、これが福祉協会の設立の目的の中にあるから、これからも続けて、中間市はいきますか。このことをはっきりしていただきたいんですよ。当たり前のことを要求して、当たり前の物を出していただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどもお答えいたしましたように、今すぐ脱退ということは考えておりません。いずれにしても、福祉協会自体も、そういうふうな考えの中で、事業縮小っていう方向にもいっておりますし、様子を見させていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

どなたが聞いても、良識と良心があれば、この福祉協会にいてはならないと。職員の掛金や市民の税金をこれ以上無駄にしてはならないと。こうしたマネーゲームをするような福祉協会なんていうのは、中間市が先頭に立って改革していかなければならないんじゃないかなと私は思いますし、こうした、その30年のものを買ってることに對して、その、私は朝来市なんかでも問い合わせもさせていただきましたし、その中で南山大学の吉本准教授がこういうことを言ってるわけです。「30年後の1億円の価値は現在の半値以下、4分の1程度である。そもそも長期の元利保証は無意味である。大抵の国では長期的にみれば物価は上がる。そうすると貨幣価値が変わるので、長期の元本保証は無意味となる。30年満期というのは、売った人、買った人が責任を取らなくするための仕組みで、みんな知らぬ顔をすることができるのです」って、こういうふうに言われてるんですね。

そして、当時の国務大臣の与謝野さんは、こうした問題が国会で取り上げられたときに、「もともと市長は4年しか任期がないのに、自分の責任の範囲を超えた30年ものを買うということ自体が非常識なことだと思っておる」そして、それからもう一つ「地方自治体にそんなにお金が余っているということか」と、こういうことを当時の与謝野国務大臣も、こうしたものを購入したところに対するの答弁とされているわけですが。

私は、今回こうした運用について、どこがどうしてるかなと思って、福岡市や北九州市、県とか、そういうところにお預かりしたお金の資産がもし余っておれば、どのように運用してますかと言ったら、どなたも「外国債を購入してません」と。「うちは定期預金にしております」とか、「債券買っても、国内のものの8年ものぐらいまでですよ」と。だから、他の自治体を買ったときには問題になり、福祉協会がこうして現実買ってることに對しては問題にならないっていうところが、私は実に問題だと思うし、危ういと思うわけです。

ですから、市町村福祉協会が一つ一つの債券について、加入自治体にも公表できないっていうことは、許しがたいことではないですか。そのことをきちっと福祉協会にお話をし、必要ならば臨時の役員会とか総会を開いて、この内容を公開していただかない限り、この加入団体、加入団体外でも、市町村福祉協会、公務員に対する不信の芽が育っていくんじゃないかと思えますよね。残念なことですよ、そういうことは。

行政がやってる仕事ですから、民間じゃないんですよ。明らかにするのは、もう「いろはのい」ですよ、この情報公開の時代に。役所として、そういうことを、中間市として、

きょう私が質問したことをきちっと福祉協会に正し、理事としては、今は出てません。出てないでも、ちゃんと構成団体としての権利と発言権はありますよ。ですから、この解決のために動いていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

きょう午前中もコンプライアンスの話等々ございました。当然、こういう事業に係る職員、まあ人間とすれば、この、余りリスクのあるような運用っていうのは控えていったほうがいいなあと、まあ実感、私自身もいたしております。できるだけ透明性の高い福祉協会の運営に対しまして、意見を申し上げたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

次期の9月議会とかそういうことでなくて、直ちに、きょう、あすのうちに福祉協会と連絡を取り合って、難しい話をしてるわけでは、私はなんでもないわけですよ。当たり前のことが公開できない、加入自治体に報告もできないような、そして公認会計士と相談しないと出せないようなものですか。私が先日中間市の運用の指針とか、中間市がいかがで、どんなになってますかって言ったら、こうこうなってますっていう資料を出してくださいました。当たり前の話ですよ。当たり前のことができないようなところに、市民の血税を、出されませんので。

○議長（井上 太一君）

中家議員、時間がありません。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい。

近日中に、その点についてはお尋ねに上がりますので、よろしく願いしておきます。いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

はい、最後ですね。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

対応させていただきたいと思っております。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

このたび、順不同になりましたことを、高いところからではありますが、お断り申し上げます。始めさせていただきます。

最初に、市民の健康を守る予防と、健康診査の充実について質問いたします。

全国的な少子高齢化の現状は、本市も同様であり、また、壮年期、高齢期を中心に、生活習慣の変化が要因である、がん、心臓病、高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病が増加しているのが現状である。市民が生き生きと暮らせるまちづくりを基本理念とし、市民の生活の質を向上させ、市民一人一人が毎日の生活の中で健康を考えることができる事業展開及び基盤整備が求められている。これは、中間市第4次総合計画の保健・予防の充実の現状と課題についての一文です。

ご存じのように、第4次総合計画には、本市の将来の都市像を「元気な風がふくまちなかま」市民の元気がまちの元気と定めてあります。そこで、市民の元気のもととなる、市民の健康を支援する施策のさらなる充実に向けて、3点についてお伺いします。

第1に、成人T白血病の原因ウイルスHTLV-1についてであります。

西日本新聞をお読みの方はご存じと思いますが、HTLV-1ウイルスのことは知らない方のほうが多いのではないのでしょうか。お恥ずかしいことに、私も知人がこの白血病で亡くなるまでは、身近な問題とはとらえていませんでした。先日、天神でありました「知ってください！ HTLV-1」と題したシンポジウムに参加しましたので、この場をお借りして少し説明させていただきます。ちなみに、私の胸につけております、これは「スマイルリボン」といいまして、日本からHTLV-1をなくす会の広報活動に売上金が使われております。

さて、このHTLV-1ウイルスは、主に母乳を介して母子感染をするそうです。感染力は弱く、キャリアのまま一生何もなく過ごす人がほとんどですが、5%の割合でATLといわれる難治性の白血病を発症し、0.3%の割合でHAMという脊髄から神経を侵される難病を発症するそうです。鹿児島、長崎など一部の地域にだけ多いことから、国は風土病扱いをし、いずれ消滅するものと、そういう認識から、何ら対策を取ってきませんでした。

こうした国の対策の遅れから輸血感染でも広まり、全国の感染者は100万から150万人といわれています。このウイルスによる白血病で年間1,000人もの人が亡くなっているそうです。ちなみに、福岡県の死亡率は全国平均の2倍で、一昨年、2008年には82人もの人が亡くなっています。

鹿児島、長崎などでは、妊婦への抗体検査の公費助成と母乳指導を行うことで、感染者数が減少していますが、全国的には増加しております。感染防止のためにも、公費助成で全妊婦の検査を実施することが急務ですが、国の対応は遅く、産婦人科の医師と自治体に任されているのが現状です。

福岡県では、公費助成を行っておらず、検査実施率は全国平均を下回っています。私は、

シンポジウムで感染を余儀なくされた方々の悲痛な声を聞き、せめて本市の妊婦さんには抗体検査を確実に受けていただき、かわいい我が子への感染を防いでもらいたいと切望しております。本市の予防対策として、妊婦への周知と検査の実施状況、公費助成についての見解をお伺いします。

第2に、子宮頸がんについてです。3月議会で中尾議員が説明しましたように、子宮頸がんはワクチン接種と定期検診で予防できる唯一のがんです。

公明党は、子宮頸がんなど女性特有のがん対策に、党を挙げて取り組んできました。麻生政権時代に、乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポンの実現をさせていただきました。また、神奈川県平塚市の医師から、市議員が相談を受けたことがきっかけで、子宮頸がんワクチンの早期承認にも尽力してきました。今国会で、子宮頸がん予防法を提出しております。

ご存じのように、新政権になりまして、がん検診の無料クーポンの事業費が、全額国庫負担から2分の1に減額されました。補助金を半減されてもこの事業を本年度も継続していただきましたことは、本市の予防に対する、高い意識のあらわれと受けとめ、評価しております。

本年3月の、「女性の健康づくりフェア」は私ものぞかせてもらいましたが、女性医師による検診は大変好評でしたし、成人式の記念品の中に、子宮頸がん検診を促すチラシを同封するなど、普及啓発に対する努力も大いに評価いたします。

そこで、子宮頸がん予防の無料クーポン事業の検証と、さらに予防効果の高い子宮頸がんワクチンの実施と公費助成についての見解をお伺いします。

第3に、歯周病予防についてであります。歯周病というと、「リンゴを食べると歯茎から血が出ませんか」このフレーズが浮かぶのは私だけでしょうか。歯茎が炎症を起こして歯がぐらぐらになり抜けてしまう、口の中だけの病気と思われていた歯周病が、実は全身疾患を引き起こす因子を持つ病気であることが判明したのは、最近のことのようです。

細菌が血液にのって全身に飛び散り、循環器系、呼吸器系疾患や糖尿病などを進行させ、妊婦では早産などを引き起こす可能性が高くなるそうです。返せば、徹底した口腔ケアで歯周病予防をすることが、全身の健康につながることであります。本市での歯周病健診の実施についてお伺いします。

以上が、予防と健康診査についての質問になります。

ここで、次の質問に移ります。空き家の管理について質問いたします。

名義変更もされず放置された空き家は、管理者も明確でなく、荒れ放題で、施錠が甘い建物では子どもたちのたまり場になることもあり、環境的にも防犯上も問題が多く、近隣住民から不安の声が寄せられています。本市としてどのように対処しておられるのかお伺いします。

また、地域の力をお借りして、早目に掌握し、管理者を明確にした上で、課税課と連携

した管理体制を整えてはいかがでしょうか。見解をお伺いします。

以上、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

成人T細胞白血病（A T L）の原因ウイルスH T L V－1についてお答えをいたします。

このウイルスは、白血球の一種であるリンパ球に感染するウイルスであり、日本で約120万人の感染者がいると言われております。その半数は、九州、沖縄に集中しております。潜伏期間が50年前後と長く、発病する平均年齢は55歳から60歳であり、発病するのは感染者の約3%から5%と言われております。成人T細胞白血病の治療は、依然として進展がないため、感染予防が最善の方法と考えられております。

このウイルスの感染経路につきましては、一般的に母乳による感染のリスクが高いと言われております。妊婦抗体検査で、母親がH T L V－1に感染していることが判明した場合は、主治医とよく相談した上で、母乳を与えないことなどで、子どもへの感染を防ぐことができると言われております。現在、福岡県内で実施しております妊婦健康診査の健診項目には含まれておりませんが、約8割以上の方は妊婦健診時に抗体検査を受けていると言われております。

さらなる周知の徹底につきましては、産婦人科などの専門医の意見も聞きながら、母子健康手帳と一緒に関連資料を配布をすることや、保健センターで実施しております母親学級などの機会を通じて、必要な情報提供を行うなど、普及、啓発に努めてまいりたいと考えております。公費負担につきましては、国や県の動向を見ながら検討してまいります。

次に、子宮頸がん検診についてお答えをいたします。

本市における子宮頸がん予防のための取り組みは、昨年度から女性特有のがん検診推進事業として取り組んでおります。この事業は、子宮頸がん及び乳がん検診について、節目の年齢となった女性に対し、無料のクーポン券を郵送し、女性特有のがん検診の受診を勧めるものであります。

平成21年度における子宮頸がん検診の受診者数は、対象者1,312人に対しまして301人で、受診率は22.9%、また乳がん検診においては、対象者1,672人に対しまして461人で、受診率27.6%でございます。子宮頸がん検診の受診者は、女性全体からの比率といたしましても15.7%となっております。なお、平成20年度の子宮頸がん検診の受診率は11.9%でありましたので、大幅に増加をいたしております。本年度も健診率の向上を目指し、受診しやすい健診等を行ってまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、1回当たりの接種費用が約1万6,000円と高額であり、しかも十分な予防効果を得るには、6カ月以内に3回の接種が必要であり、さらに自由診療のため保険が適用されず、全額自己負担となります。

本年3月議会におきまして、中尾議員からの一般質問でもお答えいたしました。公費負担については公平性を損なわないように考慮し、子宮頸がん予防ワクチンの任意接種促進に関する今後の進め方や、どのような方策が効果的か、国や県の動向も踏まえ、総合的に検討してまいりたいと思っております。

次に、歯周病予防のための健診についてお答えをいたします。

歯周病疾患は、歯のトラブルだけではなく、糖尿病や脳疾患など、全身の病気を引き起こす原因にもなります。本年度から、生活習慣病対策の一環として、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的として、歯周病疾患健診を実施いたします。

受診の方法といたしましては、集団健診と個別健診の二つの方法がございまして、第1回目の集団健診は6月27日から、個別健診は7月1日から行います。内容といたしましては、対象者40歳、50歳、60歳の方に、問診、歯周組織検査、診察等を行うものであります。歯科健診を実施することにより、単に歯の治療のみにとどまらず、食生活など広く生活習慣病の予防につながるものと考えております。

次に、空き家の管理についてお答えいたします。

空き家につきましては、その建物の所有者の管理者が、修繕や解体など、適正な管理を行わず、長期間放置された状態が続くと廃屋となり、景観や生活環境を損ねるのみでなく、倒壊や破片等の落下、火災の発生など、防災、防犯上、さまざまな危険の温床となりかねないことは、議員ご指摘のとおりでございます。

なお、廃屋の適正な管理につきましては、第一義的には、家屋の所有者や管理者の責任において自主的に行っていただくものでありますが、本市では、安全・安心のまちづくりの観点から、市民や関係団体の協力のもと、関係各課が連携を図り、廃屋についての状況把握と安全確保に努めているところでございます。

具体的には、市民等からの情報提供を受けた後は、直ちに現地を確認し、特に危険と判断した廃屋につきましては、消防署に対し、暴風や豪雨時のパトロールの実施を指示、また教育委員会に対しましても、児童生徒への登下校時の注意喚起を依頼しております。ほかにも、警察の巡回パトロールの強化など、可能な限りの対策を行っているところでございます。

また、これらの安全確保策にあわせ、付近住民への聞き取りや、課税課、市民課と連携し、課税台帳、住民票、戸籍謄本、登記事項証明書等により、所有者の確認を行っており、さらに所有者死亡の際は相続権者の調査を行い、判明次第、これら該当者に対し住宅を適正管理するよう依頼を行っております。

依頼を受け、応急的な措置や解体撤去を行っていただけるケースがほとんどでございますが、しかしながら、一部では、所有者等が所在不明や返答がないケース、判明しても本人が資金不足のため、必要な管理がなされないケースがあることも事実でございます。

個人の財産を行政の管理下に置くことや、市民の皆様から納付された税金を使い、特定の個人の財産を処理することについては、慎重な検討、判断が必要とされ、多くの自治体で有効な解決策がないのが現状でございます。

したがいまして、本市におきましては、引き続き町内や地域住民の協力による廃屋の状況把握や所有者等への理解を求めていき、辛抱強く解決に結びつけてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

ご答弁ありがとうございました。

初めに、HTLV-1の公費助成について再質問いたします。市長の答弁では、現時点では考えていないというふうに受けとめました。で、受診率は80.1%でしたか、まあ80%ぐらいの方が検査を受けてるということですが、その20%の方は、検査を受けないまま出産をしているという現状があります。

そこでお伺いします。現在任意接種になっていますが、これを検査項目に入れていただき、全員が自己負担で検査を受けていただくということは可能でしょうか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

県のほうも前向きに、今論議が始まっています、6月24日に公費負担について意見交換が行われますので、その中で強く求めていきたいと思えます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

じゃあ、県の動向を待つことにいたしましょう。で、よろしくお願いします。

で、先ほどHTLV-1についての資料を、妊婦に渡すということのお話がありましたけれども、これは本当に、早速やっていただきたいと思います。で、こういうウイルスのことを知らない方が多いからですね。で、今、現時点ではそういったことは、特別行っていなかったということによろしいんですか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

現時点では、受診したときに、医者への検診の勧めで行ってる状況でありまして、その説明がないときには行ってない状況になっております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

古賀市では、母子手帳と同じサイズのリーフレットを作成して配布をしております。で、早急に配布していただきたいと思いますが、いつぐらいから配布をしていただけますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

配布していきたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

時期を聞いております、部長。作成にはさほど時間がかからないと思いますので、早急に対応していただきたいということですけど。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

はい。できるだけ早く配布してまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

勝手に答えたらいけんでしょう、もう。（笑声）掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

じゃあ、早急によろしく願いいたします。

で、それでは、子宮頸がんの検診のほうに移らせていただきます。で、先ほど無料クーポンの検証を、市長が説明していただきましたが、受診率も上がり、一定の効果があったということでしょうか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

受診率は、子宮がん検診のほうが、何％。

○議員（９番 掛田るみ子君）

受診率は伺いましたので、済みません。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

受診率が（笑声）２２．９と、乳がん検診が２７．５と大きく伸びております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

答えが違うみたいですよ、藤井部長。（笑声）掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

いいですか。部長、一定の効果があつたかどうかということを伺っております。一定の効果があつたというふうに受けとめてよろしいですか。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

はい。

○議長（井上 太一君）

また１人で答える。（笑声）１人で漫才みたいなことしたらいかんですよ、部長。はい。もういいんですか。

○議員（９番 掛田るみ子君）

いいですかね。それで返事。

じゃあ、いいですか。

○議長（井上 太一君）

はい。

○議員（９番 掛田るみ子君）

濟いけません。漫才をされていて濟みません。（笑声）じゃあ、一定の効果があつたということですが、この無料クーポン券は５歳刻みでございまして、５年間継続することで公平性に保たれて、事業効果の検証ができるというふうに思っております。で、市長、今後も継続していただけますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、無料のクーポン券は実施するということでございますので。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

まあ、少なくとも５年間は継続していただけるというお約束をいただいたと思っております。

で、先ほども申しましたが、女性の健康フェアで、女性医師による検診はほんとに好評でした。とってもいい企画だと思います。女性の医師によるこのような検診の回数を増やすことで受診率が向上すると思いますが、回数を増やすようなお考えはございませんか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

女性特有の検診でございまして、女性ドクターの検診の回数を増やしていくことが受診率の上昇につながりますので、増やしていくことを検討いたします。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

じゃあ、前向きに検討するということによろしいですね。で、まあ、検診の仕方なんですけども、本市の検診は細胞診のみですが、今、細胞診とHPVって言って、ウイルスの検査を直接するという検査をあわせて行っているところがあります。で、この検査を実施すると精度が大変上がるため、両方が陰性だった場合は、３年間は検診が不要になり、３年で３０％の費用削減が可能であるということが、島根県のデータで出ております。また、HPV検査導入をPRすることで、受診者が島根県では１．４倍に増え、「前がん病変」っていうんですけども、がんになる前の病変の検出率が２．２倍に増えたということです。で、HPV検査導入に対してのお考えはございませんか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

島根県方式の検診では、検査を併用いたしまして、過剰検診となる可能性もあるという意見もありますが、女性の命を守るためにも、専門家の意見等も聞きながら進めていきたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

先の、まあ３月議会の中尾議員の質問のときに、「公費負担については公平性などを損なわないように考慮し、子宮頸がん予防任意ワクチン接種促進に関する今後の進め方や、どのような方法が効果的か、国や県の動向を含めまして総合的に今後検討してまいりたい」との答弁でありました。で、私にも同じような答弁でございました。この間、どのような検討がなされてきたかを伺いたいと思います。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、子宮頸がんのことは、各自治体、また県、国等々におきまして、大変注目浴びている部分でございますけども、先般の県知事のお話では、踏み込んだ検討はまだしていないという、そういうふうなお話でございます。

また、この子宮頸がんにつきましても、子宮体がんっていうんですか、今までは子宮頸がんが主でございましたけども、子宮の中にできる、そういうようながんも増えてきておりまして、これはまあ、ワクチンの効果なり、ちょっと不透明な部分、どのようなことなのかということ、私もちょっと事情というのは新聞で集める程度のことでございます

けどもが、ちょっと不透明な部分もございますし、いつも言っておりますけどもが、公平性といいますか、一つのラインを引けば、その前後は、その先は、上のほうはどうなるのかという膨らむ話にもなりますんで、他市の動向、または県の動向等見ながら対応させていただきたいなと、そんなふうに思っております。

ただ、私どもがいつも思っているのは、各自治体の財政力、そういうあたりで、その人の命っていうのに格差が出たらいかんなど。こういう、そのはっきりした原因等々につきましては、県、国あたりがしっかり対応していただきたいなというのが思いでございます。私もよそがやっておるところがあれば、中間市も負けたくないな、その、人の命っていうことを大切にしていかないかんなどというその思いはあるんでございますけどもが、なかなか気持ちと財政とつながらない部分がございまして、まあ、効果等々も含めて、今後検討させていただきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

まあ、この間、庁舎内では何も検討されてなかったというふうに受けとめたいと思います。で、全国的には３７の市町村が公費助成を決めているそうです。助成の仕方はさまざまですが、全額ではなく、一部助成の自治体もあります。ウイルスが感染してもがんになるまで５年から１０年かかる点を考慮し、二十からは検診での予防に切りかえ、ワクチン接種対象年齢は、もっとも効果が期待できる１２歳から１５歳が主流のようです。

で、医学経済学の観点で見れば、国の規模ではありますが、１２歳時にワクチン接種を実施することで、１９０億円の財政負担が抑制できるとの試算も出ております。

で、中間市の財政が許す範囲で構いません。将来への投資、少子化対策の観点からも協議をしていただきたいと思います。再度、市長の見解をお伺いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これはまあ、その、いつも言っております、いいことだからやれと、やらん市長は、何か鬼みたいな感じになってくるんですけどもが、当然、私どもも財政関係しっかりやっていかないけませんし、いいことだから「さあ、やれ、やれ」それはもう、その、私自身は、みんなやりたい部分であるわけでございますけどもが、財政等々も考慮しながら、一部助成等々も含めまして検討させていただきたいなと、そんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（９番 掛田るみ子君）

一步前進的なお言葉をいただいたと思います。ありがとうございます。

で、まあ、医療経済学という言葉が今回勉強して、私、初めてなんですけども、もう治療にお金を回すか、予防にお金を回すかということが主で、その費用対効果でもって、まあいろんな施策を進めていくという、そういう学問のようでございます。

で、今、中間市で、一般会計からどの程度医療費が使われてるのかを、総額で結構です。財政課のほうからお願いできますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

高橋財政課長。

○財政課長（高橋 洋君）

お答えします。

一般会計からの医療に対する経費ですが、主に3款、4款がございます。医療扶助費、生活扶助に係る医療扶助費を含めまして、約21億8,800万円でございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

中間市は高齢化が大変進んでおります。で、この22億8,800万円は、どんどん膨らむ可能性がある数字でありまして、これがどんどん膨らむことによって、ほかのいろんな施策がどんどんできなくなっていくという可能性があるというふうに受けとめますが、財政課長、そのようでよろしいでしょうか。

○議長（井上 太一君）

高橋財政課長。

○財政課長（高橋 洋君）

医療費につきましては、いろいろ、そのときどきの事情がありまして、増減することがありますので、ここで私が、その金額が多くなる、ならないということはなかなか申し上げにくいところがございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

まあ、あいまいなご返答、ありがとうございます。（笑声）済いません。ただ、ほんとに、国のほうもこういう事情があるものですから、まあ、元気な方をどんどん増やしたいということで「健康日本21」という、21世紀に入ってから、そういった、まあ、施策をしております。で、ところが、その中で、各市町村に健康増進計画を策定するように言われておりますが、中間市は健康増進計画をどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

増進計画の策定は、23年以降に作成ということで、県のほうに報告いたしております。
以上です。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

先日いただいた資料では、28市町村のうち、計画が立てられていないのは8市でした。
で、大牟田市は平成11年には立てておりまして、着実に市民の健康増進のための施策を進めております。で、ちょっと時間がなくなりましたので、ちょっとはしらせていただきます。

で、歯周病対策をしているところがありました。で、歯科保健活動をしているところがありました。この健康増進計画にのっとってしております。大分県の玖珠町ですけども、10年間で歯科保健活動の実施で、1歳半の虫歯がゼロになりました。で、国が提唱した「健康日本21」計画にのっとり、玖珠健康21計画を策定し、全町が一丸になって取り組んだ成果であります。

で、中間市も23年までに立てるということでありますが、保健センターなど、個々がしている政策は、まあどこにも負けないくらい立派なことをしております。先ほどの歯周病健診にしましても、ほかの市町村ではしておりません。今年初めて取り組んでおることでございます。で、せっかくいいことをしておりますから、全市的に健康増進計画でもって、歯科口腔ケアを取り組んで、これ、まあ病気予防に取り組んではいかがかと思いますが、部長、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

藤井保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤井 紀生君）

地域社会、学校、職場などで連携を取りながら、この歯周病について進めていきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

市長、この計画を立てる予算は、しっかりいただけますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

しっかりとつけていきたいと思っております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

よろしくお願いいたします。で、基幹産業のない本市にとりまして、市民が財産そのものです。松下市長のもと、第4次総合計画にうたわれているように、市民一人一人に焦点を当て、健康で生き生きと暮らせるような事業展開と基盤整備が確立され、コンパクトで暮らしやすい、名実ともに「元気な風がふくまちなかま」になることをご祈念いたしまして、質問を終わります。

空き家の管理につきましては、私が認識していたよりも、ずっときちっと管理されていまして、再質問はございません。ありがとうございました。

○議長（井上 太一君）

これにて、一般質問を終結いたします。この際、5分間休憩いたします。

午後2時33分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第2 承認第1号

○議長（井上 太一君）

これより、日程第2、承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。
本案については承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は承認することに決しました。

日程第3. 承認第4号

日程第4. 承認第5号

日程第5. 承認第6号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第3、承認第4号から日程第5、承認第6号までの専決処分3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員(6番 青木 孝子君)

承認第6号について、日本共産党市議団を代表いたしまして、反対討論いたします。

この内容につきましては、国保税の応益割額の所得基準による減額措置について、応益割合にかかわらず7、5、2割の軽減を行うことができるようになり、市町村の実情に応じて、低所得者や中所得者の軽減が図られるようになりました。また、倒産や解雇などで、離職を余儀なくされた人や、やむを得ない理由で離職した人について、おおむね2年間に限り、国保税の算定額を、前年の給与所得の30%とする負担軽減措置が行われます。以上の改正については評価をいたします。

しかし、国保税の基礎課税額の課税限度額を年間47万から年間50万円、また後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を年間12万円から13万円に引き上げますが、課税限度額を設け、高額所得者を優遇する措置が含まれていることから、この条例に反対をいたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより専決処分3件を、順次採決いたします。議題のうち、まず承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

日程第6. 第33号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第6、第33号議案中間市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第33号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより、第33号議案中間市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第30号議案

日程第8. 第31号議案

日程第9. 第32号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第7、第30号議案から日程第9、第32号議案までの条例改正3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正3件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第10. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより、日程第10、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において安田明美さん及び片岡誠二君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 安 田 明 美

議 員 片 岡 誠 二